

平成23年 第1回

仁木町議会定例会会議録

(1日目)

開会 平成23年3月9日

散会 平成23年3月9日

仁木町議会

平成23年第1回仁木町議会定例会会議録①

招 集 年 月 日	平成23年3月9日	午 前 9時30分	場 所	仁木町議会 議場	
開閉会日時	開 会	平成23年3月9日	午 前 9時30分	議 長	山 下 敏 二
及び宣告者	散 会	平成23年3月9日	午 後 3時13分	議 長	山 下 敏 二
議 長	山 下 敏 二		副議長	吉 川 純 一	

議 員 の 応 招 並 び に 出 席 状 況

議席番号	氏 名	応招不応招 出欠席	議席番号	氏 名	応招不応招 出欠席
1	水 田 正	出 席	6	木 田 紘 一	出 席
2	林 正 一	出 席	7	佐 坂 秀 樹	出 席
3	横 関 一 雄	出 席	8	吉 川 純 一	出 席
4	上 村 智 恵 子	出 席	9	山 下 敏 二	出 席
5	葛 間 俣	出 席			

議 会 事 務 局 出 席 者

事 務 局 長	岩 井 秋 男	主 任	本 多 弘 一
---------	---------	-----	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職指名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	三 浦 敏 幸	農 政 課 長 兼農業委員会事務局長	美 濃 英 則
副 町 長	吉 本 潔	建 設 課 長	林 典 克
教 育 長	原 田 修	教 育 次 長	戸 嶋 新 二
総 務 課 長	角 谷 義 幸	代 表 監 査 委 員	中 西 勇
財 政 課 長	西 條 広 幸	教 育 委 員 会 委 員 長	渡 淳
会 計 管 理 者	藤 原 聡	農 業 委 員 会 会 長	中 村 英 雄
企 画 課 長	川 北 享	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	渡 邊 司
住 民 課 長	門 脇 吉 春		
ほ け ん 課 長	土 井 幸 夫		

<p>開会 午前 9:30</p>	<p>山 下 議 長</p> <p>葛 間 委 員 長</p>	<p>おはようございます。</p> <p>定刻となりましたので、これから会議をはじめたいと思います。</p> <p>只今の出席議員は 9 名です。</p> <p>定足数に達していますので、只今から平成23年第 1 回仁木町議会定例会を開会します。</p> <p>これから、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p> <p>日程第 1、『会議録署名議員の指名』を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議則第116条の規定により、議長より指名します。</p> <p>1 番・水田君、2 番・林君にお願いします。</p> <p>日程第 2、『議会運営委員会委員会報告』を議題とします。</p> <p>本件について、委員長長の報告を求めます。</p> <p>葛間委員長。</p> <p>皆さんおはようございます。</p> <p>それでは私から、議会運営委員会決定事項について、ご報告を申し上げます。</p> <p>運営委員会開催日につきましては、去る 3 月 2 日、午後 1 時30分から行っております。</p> <p>場所につきましては、仁木町議会委員会室。</p> <p>調査事項については、平成23年第 1 回仁木町議会定例会の会期日程等会議運営に関する事項。</p> <p>議会運営委員会決定事項。</p> <p>付議事件について。</p> <p>本定例会には、</p> <ul style="list-style-type: none"> 議 案12件～補正予算 4 件（一般、国保、簡水、後期高齢者） 当初予算 4 件（一般、国保、簡水、後期高齢者） 条例改正 1 件（手数料条例） 指定管理者 1 件（ふれあい遊トピア公園及びスキー場） 規約変更 2 件（町村議会議員公務災害補償等組ほか） <p>諮 問 1 件～人権擁護委員候補者</p> <p>意見書 5 件～高齢者医療制度ほか</p> <p>計18件が付議されており、ほかに仁木町議会会議規則第 6 条の規定に基づく一般質問の通告が 3 人から 4 件提出されております。</p> <p>議事進行について。</p> <p>第 1 日目</p> <p>日程第 5 までは、これまでと同様に進めてまいります。</p> <p>日程第 6 ～第 9 ・補正予算でございます。</p>
-----------------------	---------------------------------	--

葛間委員長	<p>○議案第1号『平成22年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第7号）』</p> <p>○議案第2号『平成22年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）』</p> <p>○議案第3号『平成22年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）』</p> <p>○議案第4号『平成22年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）』</p> <p>いずれも即決審議でお願いを申し上げます。</p> <p>◆日程第10・執行方針</p> <p>○平成23年度仁木町町政執行方針</p> <p>○平成23年度仁木町教育行政執行方針の説明でございます。</p> <p>第1日目、本日はここまでとして、散会をいたしたいと思います。</p> <p>第2日目。</p> <p>◆日程第11・一般質問</p> <p>別冊議案書で質問者3人から4件でございます。</p> <p>通告順に従って、横関議員1件、木田議員2件、上村議員1件の順番でございます。</p> <p>◆日程第12・平成23年度会計予算</p> <p>○議案第7号『平成23年度余市郡仁木町一般会計予算』</p> <p>○議案第8号『平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算』</p> <p>○議案第9号『平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算』</p> <p>○議案第10号『平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』</p> <p>以上4件については、一括提案説明を受けたのち、特別委員会を設置し、これに付託して休会中に審査することとし、会議を休憩に移し、別室にて正副委員長の互選を行います。</p> <p>名称につきましては平成23年度各会計予算特別委員会、委員数は8名で議長を除く全議員でございます。</p> <p>次に、◆日程第16・条例改正</p> <p>○議案第5号『仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について』</p> <p>予算に関連する議案のため、提案説明ののち、「平成23年度各会計予算特別委員会」に付託し、審査をいたします。</p> <p>◆日程第17・指定管理者</p> <p>○議案第6号『ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定について』</p> <p>予算に関連する議案のため、提案説明ののち、「平成23年度各会計予算特別委員会」に付託し、審査をいたしてまいります。</p> <p>2日目は、3月10日、木曜日はここまでとし、散会をいたしたいと思います。</p> <p>次に、平成23年度各会計予算特別委員会日程（案）でございますけれども、</p>
-------	--

葛間委員長	<p>○1日目 3月10日休憩中 正副委員長の互選</p> <p>○2日目 3月11日9:30～ 予算関連条例・指定管理者・各会計（4会計）の 予算書等の説明</p> <p>○3日目 3月14日9:30～ 予算関連条例・指定管理者・一般会計予算の質疑</p> <p>○4日目 3月16日9:30～ 予算関連条例・指定管理者・一般会計予算の質疑</p> <p>○5日目 3月17日9:30～ 特別会計（3会計）予算の質疑 予算関連条例・指定管理者・各会計（4会計）の 討論・採決</p> <p>3日目。</p> <p>◆日程第18～第19・規約変更</p> <p>○議案第11号『北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について』</p> <p>○議案第12号『北海道市町村総合事務組合規約の変更について』</p> <p>以上2件を一括議題とし、即決審議をお願いをいたしたいと思ひます。</p> <p>次に、◆日程第20・諮問</p> <p>○諮問第1号『人権擁護委員候補者の推薦について』</p> <p>会議を休憩に移し別室にて協議し、即決審議をお願いをしたいと思います。</p> <p>◆日程第21～25・意見書（別冊議案書）</p> <p>○意見案第1号『地域医療存続のための医師確保に関する意見書』 提出者、佐坂秀樹議員、賛成者、木田紘一議員。</p> <p>○意見案第2号『住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求め る意見書』 提出者、上村智恵子議員、賛成者、横関一雄議員。</p> <p>○意見案第3号『米の戸別所得補償制度の見直しを求める意見書』 提出者、木田紘一議員、賛成者、佐坂秀樹議員。</p> <p>○意見案第4号『子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌の3ワクチンの定期接 種化を求める意見書』 提出者、木田紘一議員、賛成者、横関一雄議員。</p> <p>○意見案第5号『若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書』 提出者 木田紘一議員、賛成者、佐坂秀樹議員。</p> <p>いずれも、即決審議をお願いを致したいと思ひます。</p> <p>次に、◆日程第28・委員会の閉会中の継続調査</p> <p>○議会運営委員会・・・議会の運営に関する事項</p> <p>○議会広報編集特別委員会・・・議会広報編集に関する事項の申し出があります。</p> <p>◆日程第29・委員会の閉会中の所管事務調査</p> <p>○総務経済常任委員会・・・所管事務事項の申し出がございます。</p> <p>会期について。</p> <p>平成23年第1回仁木町定例会招集日、本日でございます。</p>
-------	---

葛間委員長		<p>開会は本日9日から閉会3月22日。</p> <p>休会日3月11日、17日、19日、21日でございます。</p> <p>その他事項について。</p> <p>○本会議における発言（質疑）について</p> <p>本会議での各議員の発言（質疑）については、平成23年2月10日付け仁議委号で周知をしているところでありますが、今定例会におきましても、仁木町議会議事規則第53条及び第54条の規定に基づき、効率的な議会運営を行うようご協力をお願い申し上げます。</p> <p>第53条につきましては、発言内容の制限でございます。</p> <p>第54条につきましては、回数の制限でございます。</p> <p>これについても、よろしく皆様のご協力をお願い申し上げます。</p> <p>また、当面する行事予定につきましては、別紙のとおりでございますので、後程、ご高覧をお願いいたしたいと思っております。</p> <p>以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。</p>
山下議長		<p>委員長の報告が終わりました。</p>
各議員		<p>委員長の報告のとおり、議事を執り進めることに、ご異議ありませんか。</p>
山下議長		<p>異議なし。</p>
		<p>「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。</p>
		<p>日程第3、『会期の決定』の件を議題とします。</p>
		<p>お諮りします。</p>
		<p>本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、3月9日から3月22日までの14日間にしたいと思っております。</p>
		<p>これにご異議ありませんか。</p>
各議員		<p>異議なし。</p>
山下議長		<p>「異議なし」と認めます。</p>
		<p>したがって、本定例会の会期は、本日3月9日から3月22日までの14日間とすることに決定しました。</p>
		<p>次に、会期中における休会についてお諮りします。</p>
		<p>仁木町議会議事規則第9条第1項及び第2項の規定に基づき、3月11日から17日までの7日間及び3月19日から21日までの3日間休会にしたいと思っております。</p>
		<p>これにご異議ありませんか。</p>
各議員		<p>異議なし。</p>
山下議長		<p>「ご異議なし」と認めます。</p>
		<p>したがって、3月11日から17日までの7日間及び3月19日から21日までの3日間、休会することに決定しました。</p>
		<p>日程第4、『諸般の報告』を行います。</p>
		<p>長く厳しい北海道の冬の寒さも、ようやく和らぎ、春の気配が感じられるようにな</p>

<p>山 下 議 長</p>	<p>ってきました。</p> <p>今年の冬の豪雪は、私達の日常生活に大きな影響を与え、倉庫やハウスの倒壊など、自然災害の恐ろしさをまざまざと見せつけられました。</p> <p>今年こそは、災害がなく、町民の皆さんが安心して暮らせる1年になりますよう心より祈念いたします。</p> <p>さて、平成23年第1回定例会に地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者は、お手元に配布のとおりです。</p> <p>監査委員から平成22年度第11回及び第12回の例月出納検査報告書、並びに平成22年度第2回定例監査報告書が提出されております。</p> <p>内容は、お手元に配布のとおりであります。定例監査報告については、後程、この諸般の報告の中で、中西代表監査委員からその監査結果について報告いただくことになっております。</p> <p>次に、平成23年第1回臨時会以降の議長の活動報告を印刷し、配布しております。</p> <p>1月24日の総務経済常任委員会所管事務調査並びに議会広報編集特別委員会の開催と閉会中の議会活動、各委員の皆さん、大変お疲れ様でした。</p> <p>2月23日には、後志町村議会議長会の定例総会が洞爺湖温泉「万世閣」で開催され、出席をしてみいました。</p> <p>定期総会では、平成23年度の事業計画などを審議し、北海道町村議会議長会への後志からの提案事項として「高速交通ネットワークの整備」、北海道横断自動車道の小樽・余市間の早期完成と余市・黒松内間の早期着手を要望することで、決定してみいました。</p> <p>また、定期総会の後には、後志総合振興局長 神 耐三（じん たいぞう）氏から、「後志の地域振興について」と題し、現在の後志の現状やこれからの発展方策として、後志地域の持つ自然豊か特色を活かし、農業、水産業、観光を重点に活性化するのが望ましいとの講話を拝聴してみいました。</p> <p>3月5日には、大江小学校の閉校式が挙行政され、118年の長い校史に幕を降ろしました。式典には、地域の住民や在校生、卒業生、更には歴代の先生方など、関係者243名が出席し、思い出の校舎に別れを告げていました。</p> <p>なお、私の活動報告については、議会事務局へ復命書を提出してありますので、後程、ご高覧いただきたいと思ひます。</p> <p>それでは、中西代表監査委員から平成22年度第2回の定例監査の結果をご報告いただきます。</p>
<p>中 西 代 監</p>	<p>中西代表監査委員。</p> <p>それでは、平成22年度第2回定例監査報告について、報告と説明をさせていただきます。</p> <p>諸般の報告の9ページからでございます。</p> <p>9ページをお開きいただきたいと存じます。</p>

<p>中西代監</p>	<p>まず、第1でございます。監査の概要につきまして、監査の実施日でございます。2月7日から10日までの4日間実施をさせていただきました。</p> <p>2番目、監査の対象でございます。(1)といたしまして、職員手当の支給状況について、(2)といたしまして、指定管理者制度における管理運営状況についてでございます。</p> <p>(3)監査の方法、(4)監査の区分につきましては、従前と同様でございますので、後程、ご高覧をいただきたいと存じます。</p> <p>次に、10ページでございます。第2でございます。監査の内容でございます。1.職員手当の支給状況について(1)監査の目的でございますが、ここはちょっと説明をさせていただきます。職員手当の支給状況につきましては、平成20年度第2回定例監査並びに平成21年度第2回定例監査において、指摘、指導を行ってきたところであり、その改善状況について監査を行い、特に、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当、以下時間外勤務手当等ということで申し述べますが、この支給状況につきまして、今年度大幅に増加している状況にありますことから、重点的に監査を行ったところでございます。</p> <p>次に、(2)でございます。職員手当の概要でございます。まず①としまして、扶養手当、②住居手当、③通勤手当、④時間外勤務手当等でございます。</p> <p>(2)から中に記載をさせていただいておりますことにつきましては、これらについて、それぞれの手当の内容について簡単に説明をさせていただいておりますので、この分についても、後程、ご高覧をいただきたいというふうに思います。</p> <p>次に、11ページでございます。(3)でございます。職員手当に関する監査の概要ということで、職員の配置状況につきまして、表1で表しております。</p> <p>表以下につきましては、それぞれこの概要につきまして、記載をさせていただいておりますので、ここも後程、ご高覧を賜ればというふうに思います。</p> <p>次に、12ページでございます。これは、平成21年と22年度の時間外勤務等実績時間数について、表2で記載をさせていただいております。</p> <p>時間外勤務等実績時間数の表2であります。平成21年度につきましては4月から翌年の3月までとなりますが、年度内12か月全部データを挙げております。ただ、平成22年度につきましては、12月までの分を監査の対象といたしましたことから、4月から12月分までのデータを記載させていただいております。表の一番下については、対前年との比較でございます。</p> <p>それから、次に、その下の表でございます。対象職員1人あたりの月別平均時間及び最多時間について記載をさせていただいておりますが、表2と同様に平成21年度については、4月から翌年の3月まで。22年度については、監査対象が12月までということで4月から12月までのそれぞれの該当時間数のデータを掲げております。</p> <p>表の下に注意書きがございます。対象職員数でございますが、平成21年度につきましては39名、平成22年度につきましては36名の職員の方々でございます。</p>
-------------	---

<p>中西代監</p>	<p>この表以降につきましては、それぞれ概要について記載をさせていただいておりますので、後程、これもご高覧をいただければというふうに思います。</p> <p>次に、13ページでございます。2番目、指定管理者制度における管理運営状況ということで、(1)監査の目的でございます。(2)指定管理者制度の概要について記載をいたしております。(3)指定管理者制度における管理運営状況に関する監査の概要を記載させていただいております。</p> <p>表4につきましては、該当の施設の名称、あるいは指定管理者、管理手数料と指定管理料でございます。21年度から23年度までそれぞれデータを記載させていただいております。</p> <p>内容につきましては、また、これも後程、ご高覧を賜ればというふうに存じます。</p> <p>次に、14ページでございます。最後になります。</p> <p>第3、監査の結果でございます。指摘、指導、検討事項についてでございます。</p> <p>まず、1番目の職員手当の支給状況についてでございます。</p> <p>指摘事項につきましては、なしということでご該当する事項についてはございませんでした。</p> <p>次に、指導事項でございます。3点ほどございます。</p> <p>まず第1点目でございます。時間外勤務等命令簿において、所属の長が記入すべき記入内容や命令時間、直接監督の責めにある者が記入すべき実績時間を受令者本人、これは超勤をする職員さんのことを指しておりますが、職員さんが記入しているものがございました。給与の支給に関する規則第11条の規定に基づきまして、適正に取扱うことが必要ではないかというふうに思っております。</p> <p>次に、2番目であります。扶養手当の認定でございます。扶養手当の認定は、実態、職員係長が行っております。当町の事務決裁規程によりますと、この処理については総務課長の専決事項ということになっておりますので、これも適正に取扱う必要があるのではないかとこのように思います。</p> <p>3番目であります。時間外勤務等命令簿におきまして、受令者のみの訂正印、受令者というのは先程申し上げました超勤をやる職員さんです。受令者のみの訂正印で訂正が行われているものがございました。命令内容や実績時間の訂正につきましては、勤務命令者と受令者、職員さんですね、双方の確認の上で訂正されるのが妥当であると考えられますため、適正に取扱う必要があるのではないかとこのように思っております。</p> <p>次に、検討事項でございます。2点ございます。</p> <p>時間外勤務等で行うべき事務の内容、緊急性等、これは受令者本人、職員さんが判断しているケースが見受けられました。管理職が進捗状況や緊急性の把握等を行いますとともに、勤務成果についても、やった後でございますね、確認をする必要があるのではないかとこのように思っております。</p> <p>次、2点目でございます。所管課において時間外勤務等が集中する時期を把握し、</p>
-------------	---

<p>中西代監</p>	<p>作業の効率化に向けた取組みと状況に合わせた運用を行うなど、縮減に向けた取組みについて、検証していく必要があるのではないかとこのように思っております。</p> <p>次に、2番目でございます。指定管理制度における管理運営状況についてであります。</p> <p>指摘事項については、なしということで該当するものはございませんでした。</p> <p>指導事項についてでございます。町民スキー場の管理運営で、指定管理者が加入すべき損害賠償保険において、町が仕様書で定める補償額に満たない補償内容になっておりました。これも適正に処理をされることが必要であるというふうに思っております。</p> <p>次に、検討事項でございます。町が仕様書で定める損害賠償保険、この内容につきまして、町の統一した基準ですべてが定められているところでございます。施設の利用状況であるとか、利用形態等に応じた補償の内容を検証していただく必要があるのではないかとこのように思っております。</p> <p>以上、9ページから14ページまで報告書の中の説明をさせていただきました。</p> <p>そこでですね、特に時間外勤務についてでございますが、実はこの監査の中でもいろいろと職員も含めて、管理職のみなさんともお話をさせていただきました。</p> <p>それですね、私どもがそこでお話をさせていただいているのは、時間外勤務を絶対にするなということ、実は言っているわけではなくて、必要なときには当然時間外もあるということでございます。この際にはルールにしたがって、適正な管理の下で行っていただきたいということをお願いしているわけで、その辺のところを誤解のないようお願いをいたしたいと思っております。</p> <p>また、只今申し上げました、監査の結果等につきましてですね、説明中でいろいろと事案について申し上げてまいりました。この辺のところにつきましては、今一度検証していただきまして、規則等に則していない事案につきましては、検討していただき、改善策を講じていただきますように、特にお願いを申し上げまして、平成22年度第2回定例監査報告書の説明とさせていただきます。</p>
<p>山下議長</p>	<p>中西代表監査員並びに水田監査員、何かと忙しい中での定例監査、大変ご苦労様でした。</p> <p>三浦町長には、只今の監査報告における指導、検討事項等を十分に精査されまして、種々改善されますことを議長としても求めておきます。</p> <p>さて、今定例会には、平成23年度の一般会計予算をはじめ、3特別会計の予算、更には条例改正、指定管理者の指定などが上程されております。</p> <p>議員各位ご承知のとおり、予算はこの1年間の収支と支出の見積りであると同時に、住民に対してどれほどの租税公課等の義務を付することになるか、また、どれだけの行政サービスを行うかを定めるものであります。</p> <p>議員各位に今定例会での活発なご審議をお願い申し上げ、私の諸般の報告といたします。</p>

<p>山 下 議 長</p> <p>町 長</p>	<p>日程第5、『行政報告』を行います。</p> <p>三浦町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します 三浦町長。</p> <p>皆さん、おはようございます。</p> <p>本日、平成23年第1回仁木町議会定例会が開会されるにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>ようやく北国にも春の訪れを感じるようになってまいりました。3月6日が「啓蟄」で、冬ごもりの虫たちが目覚め、はい出る躍動の時期と言われておりますが、北海道では、まだまだ三寒四温の繰り返しが続き、本日も真冬日の様相を呈しており、気持的には、一日も早い暖かな日差しあふれる、弥生の季節の到来を期待する今日この頃であります。</p> <p>果樹木の剪定などの農作業をはじめ、各種生産組合等の総会等で日々ご多用のところ、山下議長、吉川副議長並びに議会議員全員のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>また中村農業委員会会長、中西代表監査委員、渡教育委員長、渡辺選挙管理委員長にも万障お繰り合わせの上、ご出席を賜り誠にありがとうございます。</p> <p>去る3月5日には、118年の歴史を誇る仁木町立大江小学校閉校式典並びに心に刻む会にご臨席を賜り、誠にありがとうございました。</p> <p>在校生はもとより、同窓会、同窓生、地域の皆さんにとりましては淋しい気持ちが同居する考え深い式典でもあり、学び舎が消えゆくことへの想いはとても複雑でありました。</p> <p>大江小学校の在校生は、4月から統合する仁木小学校に通うこととなりますが、母校がなくなっても118年にわたって築き上げた伝統や校風は形を変えて生き続けることでしょう。大江小学校が閉校となっても、持ち前の大江魂を永遠に燃やし続けていただけるものと大いに期待しているところでございます。</p> <p>本題に戻りますが、今定例会には、先程葛間議会運営委員長からご説明ありましたとおり、議案として平成22年度一般会計、国保特別会計、簡水特別会計、後期高齢者特別会計の各会計補正予算案計4件、条例の一部改正議案1件、ふれあい遊トピア公園等の指定管理者指定議案1件、平成23年度各会計当初予算案計4件、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更等、規約変更議案計2件、議案計12件と諮問案として人権擁護委員候補者の推薦について1件、合計13件を提出いたしております。</p> <p>また、平成23年度の町政執行方針と教育行政執行方針についても、お手元に配布をさせていただきました。</p> <p>ご案内のとおり、議会でご審議いただく案件は、すべて重要なものばかりであります。とりわけ本定例会は第5期仁木町総合計画スタートの年であり、本総合計画に即しましての平成23年度の町政執行方針、教育行政執行方針に基づく予算案をはじめとする各種議案等を決定いただくという、大変重要な議会であると認識いたしております。</p>
---------------------------	--

	町長	<p>ます。</p> <p>どうか、格別のご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げまして、平成23年第1回仁木町定例会開会にあたってのご挨拶といたします。</p> <p>それでは行政報告を行います。</p> <p>はじめに、仁木町の公共資産評価額について申し上げます。</p> <p>平成23年の秋までに、平成22年度決算の財務4表（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）を作成し、その公表が義務付けられています。そのため、資産の適正な管理が必要となり、本町所有のすべての固定資産を洗い出し、公正価値（＝時価）での算定を行い、固定資産台帳を整備しておかなければなりません。このため、昨年5月27日に株式会社吉岡経営センターと資産評価・開始貸借対照表作成支援等委託業務契約を締結し、本年1月31日に本業務が完了いたしましたので、平成21年度末現在の本町が所有する公共資産の評価額についてご報告いたします。土地合計、面積439万8377.48㎡、評価額16億7628万9823円。道路・橋りょう・公園・水道・建物・工作物・物品、評価額155億722万4595円。資産合計、評価額171億8351万4418円。</p> <p>なお、詳細につきましては、別紙のとおりでありますので、後程、ご高覧願います。別紙は、2ページの方に載せてございます。</p> <p>次に、全国山村振興連盟北海道支部について申し上げます。</p> <p>全国山村振興連盟北海道支部定例役員会が、2月23日に札幌市のポールスター札幌で開催されました。</p> <p>新理事3名が紹介された後、議事に入り、平成21年度決算認定、平成22年度事業報告及び決算見込みを承認後、平成23年度事業計画、歳入歳出予算及び負担金の負担方法を可決いたしました。</p> <p>引き続き、欠員となっている支部長の互選が行われ、副支部長の棚野孝夫白糖町長が選出され、欠員となった副支部長に私が選出されました。</p> <p>本支部では、今年度も山村振興対策の計画的な推進や関連予算の確保について、関係省庁等に対し要請活動を実施してまいります。</p> <p>次に、地上デジタル放送の難視聴対策について申し上げます。</p> <p>平成23年7月25日にテレビ放送が、アナログ放送から地上デジタル放送に完全移行することに伴い、町内の然別共進地区（対象13戸）が国の新たな難視地域の指定を受け、国の支援を受けて整備を進めてまいりました共聴施設が2月28日に完成し、地上デジタル放送が視聴可能となりました。</p> <p>また、町内で同様に国の指定及び支援を受け、個別対策として高性能アンテナへの改修が東町地区2戸で既に終了し、砥の川地区3戸で現在進められております。更に、山陰などで地上デジタル放送が受信できない東町地区1戸及び砥の川地区5戸で衛星放送整備が行われております。</p> <p>なお、衛星放送対応となりました世帯につきましては、今後5年間で国が対策を講</p>
--	----	---

	町長	<p> じることになっております。 今後、新たに難視聴が発生した場合は、関係機関と協議しながら早期解消に努めてまいります。 次に、平成22年度地域活性化「きめ細かな交付金」及び「住民生活に光をそそぐ交付金」実施事業について申し上げます。 本事業は、平成22年11月26日に国の補正予算により創設されました地域活性化「きめ細かな交付金」及び「住民生活に光をそそぐ交付金」を活用し、計8事業を実施するものであります。 本町へは、「きめ細かな交付金」の交付限度額が5448万2000円、「住民生活に光をそそぐ交付金」の交付限度額が二次配分を合わせて1047万1000円で計6495万3000円が交付される予定であります。 実施事業につきましては、昨年12月22日開催の議会全員協議会で説明させていただきましたが、その後「住民生活に光をそそぐ交付金」事業で予定しておりました「にき保育園改修事業」が対象外となりましたので、「きめ細かな交付金」事業に追加登載し、変更しております。 今定例会に8事業の事業費を一般会計及び簡易水道特別会計補正予算に計上させていただきますましたので、よろしくお願い申し上げます。 なお、実施事業の内容につきましては、それぞれの交付金集計表を添付しておりますので、ご高覧願います。6ページ、7ページの方に添付してございます。 次に、第2期一般廃棄物最終処分場建設工事について申し上げます。 平成22年11月5日に開催されました第2回臨時会におきまして、平成22・23年度仁木町第2期一般廃棄物最終処分場建設工事請負契約締結の議決をいただき、同日、阿部・和田・中村・仁木重機経常建設共同企業体（JV）と本契約を締結いたしました。 契約金額は1億7220万円でございます。工期は、平成22年11月8日から平成24年3月10日まででありまして、昨年11月8日に着工し、11月19日から測量、12月6日から仮設工の敷き鉄板設置、12月8日から伐木・伐開・集積をそれぞれ行い、12月22日に伐木・伐根物の運搬処理を終えております。 工事打合せ等及び施工監理に係る第1回目の打合せ会議を12月1日、発注者である仁木町と施工監理を担当する(株)エイト日本技術開発とJVにより行い、平成22年度工事につきましては、準備工である伐木・伐根物の搬出について、また、第2浸出水調整槽の杭基礎（鋼管杭φ800mm、L=6.0m、20本）の打設計画及び遮水シート・保護材等の購入について打合せを行いました。その後、本年1月12日に第2回目の打合せをした際、今年度の降雪量が予想以上に多く、昨年同時期よりも累積降雪量で344cm、過去3年の平均では106cmの増、積雪深は128cmで過去3年の平均では69cm多くなっていることから、安全面等を考慮した結果、杭打ち機の現場搬入が困難であると判断し、第2浸出水調整槽の杭基礎工事を雪解けまで延期（平成23年度工事）することとし、工事内容の一部を見直したところであります。 </p>
--	----	--

町	長	<p>一部見直しの内容につきましては、既存の第1浸出水調整槽から浸出水処理施設までの73.4mの配管工事とこれに伴う機械設備工事に変更し、平成22年度工事とするものであります。予定しておりました鋼管杭・遮水シート・保護材の購入につきましては、予定どおり行い、適切に保管したうえで、融雪後に杭の打ち込み等の工事を進めてまいります。</p> <p>次に、融雪促進等特別対策事業について申し上げます。</p> <p>今冬の積雪は例年にない記録的なもので、2月末現在（北後志消防組合仁木支署調べ）で積雪深は119cm（昨年90cm）、降雪量は613cm（昨年498cm）となっており、山間部では更に多い状況にあります。</p> <p>本年の異常な大雪により、今後、果樹木の枝折れや農業施設（ハウス等）の倒壊、さらには融雪遅れによる農作物の被害が予想されます。町では、これらの被害を最小限にとどめるため、融雪剤購入者に対して助成を行ってまいります。</p> <p>また、融雪の遅れから昨年の桜桃を主体とした灰星病の多発が心配されますので、これらの被害軽減と灰星病の撲滅を図るため、地面散布剤（消石灰）購入につきましても助成対象といたしました。補助率は、融雪剤及び地面散布剤の購入費に対して、1/2としておりますが、10㍓あたり3袋（1袋20kg換算）60kgを限度とし、1袋あたりの基準単価を上限500円に設定しております。</p> <p>また、事業主体は新おたる農業協同組合とし、町内全農家を対象に480㍓分（2万4000袋）、1200万円の購入費を見込んでおり、その1/2の600万円を補助する予定であります。</p> <p>現在、新おたる農業協同組合で取りまとめをしており、購入数量と金額が確定次第、平成23年度補正予算に計上してまいりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、町道等の除排雪業務について申し上げます。</p> <p>今冬の降雪につきましては、日本海側を中心に昨年12月中旬から近年にない大雪が降り続いたことにより混乱が生じ、命と暮らしを支える道路の機能が危機的状況に陥ったところであります。</p> <p>本町につきましては、先にも述べましたように、2月末現在の累積降雪量が613cmで、過去6年間の平均を74cm上回り、積雪深は119cmで過去6年間の平均を17cm上回っている状況であります。</p> <p>除雪作業につきましては、近年になく除雪作業車の稼動時間も多くなっております。</p> <p>除雪委託料につきましては、除雪委託業務設計値の120%を超えた部分に対しましては、設計変更を行うこととしておりますので、委託料の増額が予測される状況となっております。</p> <p>なお、排雪作業につきましては、例年実施しております排雪路線のほかに4路線の排雪作業を行っております。</p> <p>また、3月3日には仁木地区などにおいて、早朝からの短時間の集中的な風雪（降</p>
---	---	---

<p>町</p> <p>山 下 議 長</p> <p>教 育 長</p>	<p>長</p>	<p>雪量34cm)により、各路線の除雪作業が行うことができない状況となりました。余市町から午後1時に、小樽市の広域農道(フルーツ街道)が風雪により除雪作業が行うことができないため、午後1時30分から通行止めにするとの連絡が入り、その際に余市町も通行止めにするとのことであります。</p> <p>本町といたしましても、広域農道(町道仁木山の手線)を午後1時30分から全面通行止めとし、風雪が収まった午後2時頃から除雪作業を開始し、午後3時30分に完了いたしましたので、関係機関に通行止めの解除を伝えまして、午後3時40分に開通としたところであります。</p> <p>今後におきましても、町民皆様の冬季間の安定した生活道路の確保に努めてまいります。</p> <p>行政報告は以上であります。別途お手元には平成22年度の事業発注状況表、これは契約金額が100万円以上の事業、同じく契約金額が100万円未満の事業、更には介護保険利用状況表、仁木町高齢者福祉施設：仁木町交流センター『いきいき88』入館者・月別収入金一覧を配布しておりますので、後程、ご高覧賜りたいと存じます。</p> <p>以上で、行政報告を終わります。</p> <p>三浦町長の行政報告が終わりました。</p> <p>次に、原田教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。</p> <p>原田教育長。</p> <p>改めて、おはようございます。</p> <p>平成23年第1回仁木町議会定例会にあたり、教育行政報告を申し上げます。</p> <p>仁木町民スキー場について申し上げます。</p> <p>指定管理者であります有限会社エフ企画(代表取締役 坂東裕美氏)が管理運営を行っております仁木町民スキー場の今シーズンの運営状況につきましては、昨年12月23日に初級コースのみオープンをして、リフトの運行が開始されました。</p> <p>その後、降雪の状況を見ながら12月27日に中級コース、1月3日に上級コースが開放されました。今シーズンも、学校授業等の利用終了後の2月21日から営業を午後からとして、3月6日で営業が終了いたしました。</p> <p>この間、2月11日に町民スキー大会、2月26日にフルーツランドカップジュニアジャイアントスラローム大会が開催され、町内外から多くの子どもたちが参加しております。</p> <p>今シーズンの利用状況は、リフト利用者の延べ輸送人員は、8万5515人(前年度8万3861人)、リフト券売上額は、556万4660円(前年度531万4520円)との報告を受けております。</p> <p>利用者の増えた要因としましては、12月23日にオープンすることができ、中級コースは昨シーズンより8日早く、上級コースにつきましても9日早く開放されたことによるものと考えられ、これに伴いリフト券も共通シーズン券の利用が増えたことにより、売上額が増えたものです。</p>
--------------------------------------	----------	---

<p>教 育 長</p>	<p>また、スキー場の町内・町外別の利用状況は、リフト券購入者で町内の人約43%、町外の人約57%となっております。</p> <p>今後も安全確保を第一に、法に基づき事故のない安全なスキー場にするため、安全管理体制について新たに指定管理者となる受託者と協議を重ねてまいります。</p> <p>以上で、行政報告を終わります。</p>
<p>山 下 議 長</p>	<p>原田教育長の教育行政報告が終わりました。</p> <p>これで行政報告を終わります。</p> <p>日程第6、議案第1号『平成22年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第7号）』を議題とします。</p> <p>本件について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>三浦町長。</p>
<p>町 長</p>	<p>それでは、議案の第1号でございます。『平成22年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第7号）』、平成22年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条では、歳入歳出予算の補正を謳ってございまして、歳入歳出それぞれ1億2314万4000円を追加し、予算の総額を31億8599万8000円にいたしたいというものでございます。2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は第1表で表しているというものでございます。</p> <p>第2条、繰越明許費の関係でございます。地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表 繰越明許費によるものでございます。</p> <p>第3条は地方債の補正でございまして、地方債の変更は第3表 地方債補正によるものでございます。</p> <p>平成23年3月9日提出、仁木町長 三浦敏幸。</p> <p>なお、詳細につきましては、西條財政課長より説明申し上げますので、ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>山 下 議 長 財 政 課 長</p>	<p>西條財政課長。</p> <p>議案第1号『平成22年度一般会計補正予算（第7号）』について、ご説明申し上げます。</p> <p>1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、町税から21款、町債に、次のページに移りましてそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計1億2314万4000円を増額いたしまして、補正後の歳入合計額を31億8599万8000円とするものでございます。</p> <p>次に、3ページ、歳出でございます。1款、議会費から次のページでございます。4ページ、13款、諸支出金にそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計1億2314万4000円を増額いたしまして、補正後の歳出合計額を31億8599万8000円とするものでございます。</p>

<p>財 政 課 長</p>	<p>次に、5ページ、第2表 繰越明許費でございます。国の平成22年度補正予算において創設されました、地域活性化交付金、きめ細かな交付金及び住民生活に光をそそぐ交付金を活用いたしまして、それぞれ事業を実施するものでございますが、平成22年度に支出を終了することが不可能であるため、平成23年度に予算を繰り越して使用するというものでございましたが、あらかじめ予算でその上限額を定めておかなければならないことになっているものでございます。3款. 民生費、保育所改修事業968万6000円から次のページ、6ページ、10款. 教育費、図書室整備事業（町民センター）897万1000円まで総額8990万1000円の繰越明許費でございます。</p> <p>事業の詳細につきましては、それぞれ歳出で説明いたします。</p> <p>次に、7ページでございます。第3表 地方債補正、1. 変更でございます。</p> <p>一般廃棄物最終処分場整備事業の事業費確定による変更でございます。起債限度額1590万円を減額いたしまして、1990万円とするものでございます。</p> <p>次に、9ページ、事項別明細表、歳入でございます。1款. 町税から21款. 町債まで、すべての科目を載せたものでございます。</p> <p>次に、10ページ、歳出でございます。1款. 議会費から14款. 予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、国道支出金で6615万9000円の増、地方債で1590万円の減、その他財源444万4000円の減、一般財源7732万9000円の増でございます。</p> <p>次、11ページ、歳入でございます。1款. 町税、1項. 町民税、1目. 個人の現年課税分につきましては、これは課税所得の減によりまして129万5000円の減額、滞納繰越分につきましては、これは収入見込みによりまして28万5000円の増、合わせまして101万円を減額するものでございます。2目. 法人税につきましては、法人税割額の増によりまして203万円を増額するものでございます。2項. 1目. 固定資産税、現年課税分につきましては、これは償却資産の増によりまして917万7000円の増額、滞納繰越分につきましては、これは収入見込みによりまして122万3000円の増額、合わせまして1040万円を増額するものでございます。3項. 1目. 軽自動車税、現年課税分につきましては、これは台数の増によりまして30万7000の増額、滞納繰越分につきましては、収入見込みにより1万9000円、計32万6000円の増額でございます。4項、1目. 市町村たばこ税につきましては、収入見込みによりまして116万7000円の増額でございます。</p> <p>次に、12ページでございます。13款. 使用料及び手数料、1項. 使用料、3目. 衛生使用料4000円の増額補正につきましては、これは仁木町火葬場における携帯電話NTTドコモの受信アンテナの設置にかかる建物使用料で4000円の補正でございます。</p> <p>次に、13ページでございます。14款. 国庫支出金、1項. 国庫負担金、1目. 民生費国庫負担金130万5000円の減額補正につきましては、2設. 児童福祉費負担金、これは保育所児童入所措置費負担金でございまして、平均入所児童数の増、40人から40.3人による24万6000円の増額、広域入所措置費負担金は、これは余市町の入所分でご</p>
----------------	--

<p>財 政 課 長</p>	<p>ざいまして、平均入所児童数の減、3.5人から3人によりまして45万3000円の減、合計20万7000円の減額でございます。3節. 児童手当負担金は、支給児童数の減、月平均218人から214人による2万6000円の減額でございます。4節. 子ども手当負担金は、支給児童数の減、月平均298人から288人による107万2000円の減額でございます。2目. 衛生費国庫負担金8万円の減額補正につきましては、これは国民健康保険基盤安定負担金でございます、保険者支援制度の額の確定による減額でございます。2項. 国庫補助金、1目. 総務費国庫補助金6495万3000円の補正につきましては、国の平成22年度補正予算において創設されました、地域活性化交付金・きめ細かな交付金及び住民生活に光を注ぐ交付金でございます、仁木町の交付金限度額、第一次及び第二次分を合わせまして6495万3000円の補正でございます。この交付金を活用した事業を歳出でそれぞれ予算計上しておりますので、詳細につきましては、歳出で説明いたします。2目. 民生費国庫補助金299万9000円の増額補正につきましては、これは額の確定による次世代育成支援対策交付金の増額でございます。3目. 衛生費国庫補助金79万7000円の増額補正につきましては、これは一般廃棄物最終処分場整備事業の事業費確定による循環型社会形成推進交付金を増額するものでございます。3項. 委託金、次のページに移りまして、14ページ、1目. 総務費委託金1000円の増額補正につきましては、額の確定による自衛官募集事務委託金の増額でございます。2目. 民生費委託金2000円の減額補正につきましては、これは受給者数9名から8名による特別児童扶養手当事務取扱交付金の減額でございます。</p> <p>次、15ページでございます。15款. 道支出金、1項. 道負担金、1目. 民生費負担金11万8000円の減額補正につきましては、2節. 後期高齢者負担金は、額の確定による保険基盤安定分9万9000円を増額するものでございます。3節. 児童福祉費負担金の保育所児童入所措置費負担金は平均入所児童数の増、40人から40.3人による12万3000円の増額、それから、広域入所措置費負担金は、これは余市町の入所分でございます、平均入所児童数の減、3.5人から3人による22万6000円の減、合わせまして10万3000円の減額でございます。4節. 児童手当負担金は支給児童数の減、月平均218人から214人による1万9000円の減額でございます。5節. 子ども手当負担金は、支給児童数の減、月平均216人から212名による9万5000円の減額。2目. 衛生費負担金23万2000円の減額補正につきましては、これは額の確定による国民健康保険基盤安定負担金を減額するものでございます。2項. 道補助金、2目. 民生費補助金77万4000円の増額補正につきましては、2節. 身体障害者補助金及びその下でございます。4節. 乳幼児等医療費補助金は、それぞれ医療費の増による65万5000円と11万9000円を増額するものでございます。5目. 農林水産業費補助金213万5000円の減額補正につきましては、1節. 農業費補助金はそれぞれ額の確定による192万1000円の減額。</p> <p>次のページに移りまして、16ページ、2節. 林業費補助金につきましても額の確定によりまして、21万4000円の減額でございます。3項. 道委託金、1目. 総務費委託金50万5000円の増額補正につきましては、1節. 徴税委託金、道民税徴収委託金につ</p>
----------------	---

<p>財 政 課 長</p>	<p>きましては、これは納税者1名3000円から平成22年度につきましては、電子化にかかる経費負担等を考え3300円でございまして、300円の上乗せの改正がございましたので、53万5000円を増額するものでございます。3節. 道権限委譲事務委託金、商工会法施行事務委託金とその下でございます、中小企業等協同組合法施行事務委託金につきましては、それぞれ額の確定による1万4000円と1万6000円の減額でございます。2目. 農林水産業費委託金2000円を増額補正につきましても、額の確定による地すべり防止区域点検調査委託金を増額するものでございます。</p> <p>次、17ページ、16款. 財産収入、1項. 財産運用収入、1目. 財産貸付収入18万1000円の減額補正につきましては、収入見込みによりまして、教員住宅貸付収入を減額するものでございます。</p> <p>次のページ、18ページでございます。18款. 繰入金、1項. 基金繰入金、3目. 減債基金繰入金6357万8000円の補正につきましては、公債の負担軽減、実質公債費比率及び将来負担比率の抑制を目的とした繰上償還を行うための繰入金でございます。詳細につきましては、歳出の12款. 公債費で説明いたします。</p> <p>次に、19ページでございます。20款. 諸収入、1項. 延滞金、加算金及び過料、1目. 延滞金につきましては、収入見込みによりまして、1万円を増額するものでございます。5項. 雑入、4目. 雑入426万7000円の減額補正につきましては、これは臨時的任用職員等社会保険料でございまして、大江小学校閉校にかかる臨時職員の雇用日数の減によりまして17万2000円の減額、重度心身障害者高額療養費の減によりまして410万円の減額、小学校電話及び中学校電話料につきましてはそれぞれ使用電話を増額するものでございます。7目. 過年度収入82万8000円を増額補正につきましては、これは平成21年度福祉法による保育所運営費、国庫分の追加でございまして、これを増額するものでございます。</p> <p>次に、20ページ、21款. 町債、1項. 町債、1目. 衛生費につきましては、7ページの第3表で説明した分でございます。</p> <p>次に、3. 歳出でございます。21ページでございます。1款. 1項. 1目. 議会費57万1000円の減額補正につきましては、9節. 旅費から次のページ、22ページまで18節. 備品購入費まででございます。これは執行残、未執行による減額でございます。</p> <p>次に、23ページでございます。2款. 総務費、1項. 総務管理費、1目. 一般管理費166万7000円の減額補正につきましては、2節. 給料は職員の休職に伴う給与支給額39万2000円の減額と職員の昇給計画再計算に伴います給与分5000円を増額、合わせまして38万7000円の減額でございます。3節. 職員手当等につきましては、額の確定による39万9000円の減額、9節. 旅費は執行残21万円の減額、11節. 需用費の新地方公会計簿導入経費につきましては、新公会計対応ソフトでございまして、平成23年秋に平成22年度決算の財務4表の公表が義務付けられておりまして、当初選択した総務省方式改定モデルの財務4表作成支援ソフト購入につきましては、本年度当初予算で措置済みでございましたが、株式会社HARP、これは北海道の第3セクターでござ</p>
----------------	---

<p>財 政 課 長</p>	<p>いまして、自治体クラウド実証事業、これは道が国から委託を受けたものでございまして、この関連、道単独事業によりまして、基準モデル対応ソフトを製作し、低価格での使用が可能となりましたので、当初の方針を変更いたしまして、本町の財務4表は基準モデルで作成することとして、平成22年度予算計上の改定モデルソフト購入を取りやめまして、57万8000円を減額するものでございます。</p> <p>なお、基準モデル対応ソフト使用料等につきましては、平成23年度当初予算において計上しております。</p> <p>次に、24ページ、13節。委託料、町例規データベース作成委託料につきましては、これは執行残による9万3000円の減額。2目。交通安全推進費4万9000円の減額補正につきましては、執行残を減額するものでございます。4目。財産管理費210万円の増額補正につきましては、11節。需用費、燃料費につきましては、役場庁舎の重油単価上昇によりまして、62円から83円、21円の上昇によりまして、210万円を増額するものでございます。</p> <p>次のページに移ります。25ページ、2項。徴税费、1目。税務総務費7000円の減額補正につきましては、消耗品の執行残でございます。2目。賦課徴収費30万3000円の減額補正につきましても、8節。報償費から次のページ、26ページ、13節。委託料までそれぞれ執行残を減額するものでございます。次に、3項。1目。戸籍住民登録費34万5000円の減額補正につきましては、7節。賃金は戸籍事務に係る臨時職員の雇用日数の減によりまして20万4000円の減額、13節。委託料、次のページ、公的個人認証機器保守料は、これは未執行のため13万5000円の減額でございます。19節。負担金補助及び交付金、住基ネット協同運用保守費負担金の執行残6000円の減額でございます。6項。1目。監査委員費1万5000円の減額補正につきましても、旅費の執行残でございます。</p> <p>次、28ページでございます。3款。民生費、1項。社会福祉費、1目。社会福祉総務費6万3000円の減額補正につきましても、これは子ども手当支給事務経費に振り替えしたことに伴いまして、臨時職員賃金を減額するものでございます。2目。老人福祉費34万7000円の減額補正につきましては、8節。報償費は、歯科衛生士と運動指導士の謝礼金でございまして、道の事業であります地域加速事業に振り替えしたことに伴いまして、35万円を減額でございます。次に、12節。役務費、13節。委託料はそれぞれ執行残による減額でございます。19節。負担金補助金及び交付金、後志広域連合負担金は支出見込みによりまして、介護納付金71万4519円の増と事務費2万1998円の減で、計69万3000円を増額するものでございます。</p> <p>次、29ページでございます。4目。心身障害者特別対策費230万6000円の増額補正につきましては、障害者福祉サービス費等扶助費、これは平成22年4月より非課税世帯の自己負担がなくなったことに伴いまして、494万6000円の増額でございます。重度心身障害者医療扶助は医療費の減によりまして279万円の減額、日常生活用具給付は、これはベッド、頭部保護帽の申請がありましたので15万円を増額するものでござ</p>
----------------	--

<p>財 政 課 長</p>	<p>います。6目. 後期高齢者医療費12万7000円の増額補正につきましては、後期高齢者医療特別会計繰出金の人件費、これは退職手当1万3000円の増、事務費1万9000円の減、保険基盤安定分13万3000円の増によりまして、計12万7000円の増額でございます。2項. 児童福祉費、1目. 児童福祉総務費108万7000円の減額補正につきましては、これは子ども手当扶助の執行残でございます。2目. 乳幼児等医療費61万3000円の増額補正につきましては、12節. 役務費、次のページ、30ページ、これは医療件数の増による請求事務取扱手数料6万3000円の増額でございます。次に、20節. 扶助費、医療費増による乳幼児等医療費扶助55万円を増額するものでございます。4目. 保育所費494万2000円の増額補正につきましては、13節. 委託料は、大江へき地保育所の入所児童数の減等によりまして、指定管理料268万5000円の減額でございます。15節. 工事請負費につきましては、国の平成22年度補正予算で創設されました、地域活性化・きめ細かな交付金を活用いたしまして、保育所改修事業を行うものでございます。保育所施設の環境充実を図るため、にき保育園改修、厨房等改修工事968万6000円の計上でございます。この事業につきましては、繰越明許費でございます。なお、にき保育園改修に係る経費につきましては、平成18年度に仁木保育所を民営化した際に、30万円以上の改修につきましては、民営化を受けたよいち福祉会と町とで協議することになっておりまして、協議の結果、よいち福祉会からの負担金は今回150万円となりまして、負担金として150万円を歳入予算計上する必要がありますが、しかし、この事業につきましては、繰越明許費であるため、よいち福祉会からの負担金も事業が開始されていない本年3月31日までの入金は不可能な状況でありますので、平成23年度の当初予算におきまして予算計上しております。次に、19節. 負担金補助及び交付金、広域入所負担金は平均入所児童数の減、3.5人から3人による44万9000円の減額でございます。</p> <p>次のページ、31ページ、保育所入所負担金、にき保育園の平均入所児童数の減によりまして161万円の減額、合わせまして205万9000円の減額でございます。</p> <p>次に、32ページでございます。4款. 衛生費、1項. 保健衛生費、1目. 保健衛生総務費22万7000円の減額補正につきましては、2節. 給料は昇給計画再計算に伴う、給与額1万円の増額、13節. 委託料は母子栄養食品支給対象者の増によりまして、1万3000円の増額、28節. 繰出金、国民健康事業特別会計繰出金は保健基盤安定繰入金、道分で19万2888円の減、仁木町分の負担分6万4962円の減、保険者支援制度15万9231円の減、人件費で7000円の増、出産育児一時金負担金で26万6000円の減、地方単独事業による波及分42万7000円の増、合わせまして25万円を減額するものでございます。</p> <p>4目. 環境衛生費、1705万7000円の減額補正につきましては、これは一般廃棄物処理施設整備事業の実施設計委託料、施工管理委託料、工事請負費の執行残の減であります。</p> <p>次のページに移ります、33ページ、5目. 上水道費、簡易水道事業特別会計繰出金につきましては、これは歳出の減、それから地域活性化・きめ細かな交付金を活用い</p>
----------------	--

<p>財 政 課 長</p>	<p>たしまして、銀山浄水場改修工事を行うものでございまして、それに伴う繰出金など1928万1000円の増額でございます。</p> <p>次、34ページでございます。5款、労働費、1項、1目、労働諸費につきましては、財源充当の変更でございます。</p> <p>次に、35ページでございます。6款、農林水産業費、1項、農業費、2目、農業総務費につきましても、財源充当の変更でございます。3目、農業振興費794万5000円の減額補正につきましては、19節、負担金補助金及び交付金、それぞれ執行残によるものでございます。4目、農用地開発事業費34万9000円の減額補正につきましては、11節、需用費及び13節、委託料はそれぞれ執行残による減額でございます。</p> <p>次のページに移りまして、36ページでございます。5目、山村振興施設費367万9000円の増額補正につきましては、15節、工事請負費、山村開発センター改修事業は、これは地域活性化・きめ細かな交付金を活用いたしまして、昭和57年に完成いたしました、山村開発センターの玄関ホール、ロビーの内壁は経年劣化によりまして、クロス等が随所に剥離、損傷が生じている状況にあることから、今回山村開発センター改修事業を行うものでございまして、388万5000円を計上しております。この事業につきましても、繰越明許費でございます。その下でございます。銀山生活改善センター改修事業につきましては、執行残18万9000円の減でございます。18節、備品購入費につきましては、これは山村開発センターの電気湯沸器購入の執行残1万7000円の減額。2項、林業費、1目、林業総務費28万2000円の減額補正につきましては、これは森林整備地域活動支援事業の執行残28万2000円の減額でございます。</p> <p>次のページに移ります。37ページでございます。7款、1項、商工費、1目、商工総務費につきましては、財源充当の変更でございます。2目、商工振興費、仁木町商工業振興資金融資に係る保証料補助金でございまして、例年2月から年度末までの間に各種融資を利用する事業者が数件ございまして、補助金に不足が生じる見込みでありますので、10万円を増額補正するものでございます。</p> <p>次のページに移ります。38ページ、8款、土木費、1項、土木管理費、1目、土木総務費3万4000円の減額補正につきましては、執行残による減額でございます。2目、土木機械管理費20万1000円の減額補正につきましても、執行残による減額でございます。</p> <p>次のページに移ります。39ページでございます。3項、河川費、1目、河川総務費1万1000円の減額補正につきましても、執行残による減額でございます。4項、住宅費、1目、住宅管理費1万円の増額補正につきましては、これは職員の昇給計画再計算に伴う給与額1万円の増額でございます。</p> <p>次のページに移ります。40ページでございます。9款、1項、消防費、2目、水防費270万円の増額補正につきましては、地域活性化・きめ細かな交付金を活用いたしまして、水害対策用排水ポンプを購入するものでございます。平成22年の大雨で町道2番線が冠水したため、排水ポンプを更に購入いたしまして、原田樋門に設置するこ</p>
----------------	---

<p>財 政 課 長</p>	<p>とによりまして、排水能力が向上し災害の防止を図るものでございます。この事業につきましても、繰越明許費でございます。</p> <p>次のページに移ります。41ページ、10款。教育費、1項。教育総務費、2目。事務局費92万5000円の減額補正につきましては、1節。報酬は外国語指導助手の報酬月額の見直しによりまして、執行残8万8000円の減額、4節。共済費、共済費負担金は額の確定による20万7000円の増額。その下でございます、社会保険料は大江小学校閉校に係る臨時職員の雇用日数の減によりまして、32万7000円の減であります。7節。賃金から次のページに移りまして、21節。貸付金までそれぞれ執行残を減額するものでございます。2項。小学校費、1目。学校管理費991万7000円の増額補正につきましては、7節。賃金は執行残による95万3000円の減額。</p> <p>次のページに移りまして、11節。需用費は大江小学校統廃合に係る2トﾝ箱車が必要になりましたので、箱車の借上げに伴いまして軽油8000円の補正でございます。12節。役務費は執行残による4万5000円の減額でございます。</p> <p>次のページに移りまして、44ページでございます。13節。委託料は銀山小学校児童利用数の減によりまして、通学バス運行委託料139万9000円の減でございます。14節。使用料及び賃借料、これは大江小学校統廃合に係る2トﾝ箱車の自動車借上料3万2000円の補正でございます。15節。工事請負費、外壁等補修工事は地域活性化・きめ細かな交付金を活用いたしまして、平成5年に実施した銀山小学校校舎の塗装は経年劣化により、随所に亀裂、剥離が生じている状況にあることから、今回、銀山小学校校舎外壁塗装工事を行うものでございます。824万3000円の計上でございます。その下でございます、フェンス等補修工事につきましても、地域活性化・きめ細かな交付金を活用いたしまして、昭和63年に設置した仁木小学校校舎周辺のフェンス、950mmの高さでありまして、外部から容易に学校敷地内に進入が可能なため、学校安全上の対策が必要であることから、仁木小学校校舎周辺フェンス改修工事を行うものでございます。418万7000円の計上でございます。この事業及び外壁等補修工事につきましては、これも繰越明許費でございます。16節。原材料費、18節。備品購入費、19節。負担金補助及び交付金は、それぞれ執行残を減額するものでございます。</p> <p>次に、45ページでございます。2目。教育振興費63万2000円の増額補正につきましては、8節。報償費は執行残による減額、18節。備品購入費は図書備品の教育振興一般経費と教材費はそれぞれ執行残でございます。図書室整備事業100万円の計上につきましては、これは地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金を活用いたしまして、仁木、銀山小学校図書室の図書を購入するものでございます。これにつきましても、繰越明許費でございます。19節。負担金補助及び交付金、これは執行残による減額であります。20節。扶助費、要保護・準要保護児童生徒就学援助費につきましては、これは校外活動費、宿泊を伴わないスキー授業の増額2万4000円の補正でございます。</p> <p>次、46ページでございます。特別支援教育児童生徒就学奨励費は執行残による8万4000円の減額でございます。3項。中学校費、1目。学校管理費877万4000円の増額</p>
----------------	--

<p>財 政 課 長</p>	<p>補正につきましては、12節. 役務費は執行残による3万8000円の減額。15節. 工事請負費、仁木中学校防水改修事業につきましては、地域活性化・きめ細かな交付金を活用いたしまして、平成4年に完成いたしました仁木中学校校舎屋上は経年劣化によりまして、防水効果が低下していることから、今回、校舎屋上防水補修工事を行うものでございます。892万9000円の計上でございます、繰越明許費でございます。その下でございます、中学校施設維持補修事業は、これは校舎等補修工事の執行残2000円の減額、屋根等補修工事は銀山中学校校舎屋上防水補修工事の執行残5万6000円の減額でございます、計887万1000円の増でございます。</p> <p>次のページに移ります。47ページでございます。16節. 原材料費、18節. 備品購入費はそれぞれ執行残による減額でございます。19節. 負担金補助及び交付金、後志学校図書館研究協議会負担金は執行残3000円、その下、全国中体連、中文連参加補助金につきましては、これは全国中学校スキー大会出場に伴いまして、補助金3万円の増でございます。計2万7000円の増となっております。2目. 教育振興費81万9000円の増額補正につきましては、8節. 報償費は執行残1万5000円の減額、18節. 備品購入費、図書備品の中学校教育振興一般経費1万1000円の減と次のページに移りまして、教材備品7万6000円の減はそれぞれ執行残によるものでございます。図書室整備事業100万円の計上につきましては、これも地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金を活用いたしまして、仁木、銀山中学校図書室の整備購入をするものでございます。これも繰越明許費でございます。20節. 扶助費は執行残による減でございます。4項. 社会教育費、1目. 社会教育総務費881万円の増額補正につきましては、1節. 報酬は執行残3万円の減額、4節. 共済費でございます、次のページ、7節. 賃金につきましては、これは地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金を活用いたしまして、図書室整備事業を行うものでございまして、それに伴います臨時職員、図書館司書1名に係る社会保険料46万5000円と賃金161万6000円の計上でございます。これにつきましても、繰越明許費でございます。8節. 報償費、9節. 旅費につきましては、それぞれ執行残でございます。</p> <p>次のページに移ります。50ページ、11節. 需用費、図書室整備事業5万円の計上につきましては、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金を活用いたしました、図書室整理用ラベル等の消耗品の計上でございます。18節. 備品購入費につきましては、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金を活用いたしまして、図書室整備事業を行うものでございます。町民センターの図書購入で684万円を計上しております。これも繰越明許費でございます。19節. 負担金補助及び交付金は執行残で3万4000円の減でございます。</p> <p>次のページに移ります。51ページ、5項. 保健体育費、1目. 保健体育総務費、4万5000円の減額補正につきましては、1節. 報酬及び8節. 報償費はそれぞれ執行残でございます。3目. 学校給食費7万5000円の減額補正につきましては、11節. 需用費、次のページ、52ページ、12節. 役務費及び18節. 備品購入費、それぞれ執行残を</p>
----------------	--

	財 政 課 長	<p>減額するものでございます。</p> <p>次に、53ページでございます。12款、1項、公債費、1目、元金6357万8000円の増額補正につきましては、これは公債費の負担軽減、実質公債費比率及び将来負担比率の抑制を目的といたしました、繰上償還を行うものでございます。繰上償還を行う町債の種類につきましては、臨時財政対策債でございます。北海信用金庫資金のうち借入利率が高いもの、平成18年度に借入した分、利率2.27%の1410万円と平成19年度に借入した分、利率1.95%の4947万8000円、合わせまして6357万8000円の繰上償還を行うものでございます。</p> <p>次に、54ページでございます。13款、諸支出金、1項、基金費、1目、財政調整基金費につきましては、これは基金積立金2565万7000円を増額補正するものでございます。</p> <p>55ページ以降の給与費明細につきましては、補正後の明細となっておりますので、後程、ご高覧願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
午前11:02	山 下 議 長	説明が終わりました。
再開	山 下 議 長	暫時休憩します。
午前11:15	山 下 議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。
		只今の出席議員は9名です。
		休憩前に説明が終わっております。
		これから質疑を行います。
		質疑はありませんか。
	佐 坂 議 員	佐坂君。
		3点質問いたします。
		30ページの民生費のですね、下の部分で工事請負費として968万6000円、これは係の説明によると厨房の修理ということ聞いたわけですが、それでですね、この内容について説明願いたいと思います。
		それから2点目はですね、公債費の6357万8000円ですが、ここの中で長期の低利の借入に替えられるということの説明があったように思いますが、もうちょっと詳しく説明願いたいと思います。
		それからもう1点はですね、54ページの基金費ということで財政調整基金、これで2565万7000円ですが、これももう少し詳しく説明願いたいと思います。
		特に、今回の補正によりまして、少し形が変わってきているというか、1億2300万の補正予算の中で、町としてこういう方向で変えていくというか、そういうようなことも、もしありましたら説明願いたいと思います。
	山 下 議 長	門脇住民課長。
	住 民 課 長	只今佐坂議員からのご質問でございます。
		維持補修工事請負費、保育所となっておりますが、金額にいたしまして968万6000

	住 民 課 長	<p>円、これにつきましては現在、平成18年度に社会福祉会より福祉会がですね、にき保育園を開園しております。この建物につきましては、昭和50年に建設されたものでありますけれども、今回、補修内容といたしまして、先程お話が出ておりました、厨房というのがございます。これにつきましては、昨年度、後志総合振興局の指導事項によりまして、厨房の下が板張りでありまして、水とか出た場合、落ちた場合に染み込んでですね、衛生上良くないということから改善指導が出てまいりました。これの厨房一帯の改修とその他に断熱改修、それから建具の調整、それからトイレブース、これが隙間が開いて虫が入ってきたり、いろいろありますのでこの分の調整と外部の排水の設備の部分を一部改修するという、これを積み上げた金額の部分で今回申請しております。</p> <p>以上です。</p>
	山 下 議 長 財 政 課 長	<p>西條財政課長。</p> <p>公債費につきましては、先程も説明いたしましたが、本町の実質公債費比率、平成21年の決算では全道でも上から44番目、高い方からですね、管内でもトップです。一番高いということで、実質公債費比率及び将来負担比率の抑制を目的として繰上償還を行うものでございます。この種類につきましては、北海信用金庫資金でございまして、このうち、利率の高いもの18年度に借入した分、利率2.20%、1410万円と19年度に借入いたしました利率1.95%、4947万8000円、合わせまして6357万8000円を繰上償還するというものでございます。</p> <p>次に、基金費でございまして、今回の補正におきまして2565万7000円が基金に、財政調整基金に積立できるというものでございまして、今回、その分を積立したというものでございます。</p> <p>以上です。</p>
	山 下 議 長 佐 坂 議 員	<p>佐坂君。</p> <p>再質問いたします。</p> <p>1点目の保育所の修理、修繕の関係ですが、毎日子どもたちが来ているんですがね、その仕事をしながら今ここで出てきているもの、簡単に修繕ができるかどうか聞きたいと思います。</p> <p>それから、今の説明で公債費と財政調整基金への繰入については、やはり状況を見て、町の健全な状態に一步でもしていくという方向性は、私は非常に大事な時点が来ているのではないかというふうに思いますので、もし、何か町長からこの後ろの方の件について、答弁があれば。</p>
	山 下 議 長 町 長	<p>三浦町長。</p> <p>1点目の保育所の関係でありますけれども、通園する子どもたちがいてもですね、ケガのないよう、事故のないよう、そういうことを配慮しながらこれを実施していかなければ、いつまでたっても、営繕ができないということになりますので、それについては受注した業者の人にもですね、十分話し、また、保育所の方にも十分話した中</p>

	町長	<p>で対応していきたいと思っております。</p> <p>2点目の関係であります、議員おっしゃるとおりでありまして、健全な財政運営を維持していくためには、やはり財政の4つの指標、こういったものを十分勘案しながらですね、執り進めていきたいという思いから、今回このような進め方をしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。</p>
	山下議長	<p>よろしいですね。</p> <p>他に質疑ありませんか。</p> <p>木田君。</p>
	木田議員	<p>6番、木田です。</p> <p>総体的にお話したいと思えますけど、先程、監査委員さんの方から定例会ごとに監査の報告を我々受けているわけでございます。以前にもこの時間外手当の関係については、監査委員さんの方から結構指摘されている事項が多々あったのではないかと、私思っているわけですね。それで、今回もいろんな分野の職員の時間外手当の監査委員さんの監査結果の報告が、今、議場の中でご説明受けたわけでございますけれども、特に監査報告の中で、後半の方で、監査委員さんの方から、強く内容について指摘をされております。これらの監査委員さんの指摘についてですね、町側の方でどのような認識、また、今後の取組みを考えているのか、その辺をお聞きしたいと思います。</p>
	山下議長 副町長	<p>吉本副町長。</p> <p>只今の時間外の方でございますけれども、監査委員さんの今回の第2回定例監査、2月に受けましたけれども、その以前にも事務方のトップとして職員の方には私が管理職等集まっていたいて、指示をしている部分もございます。</p>
		<p>それでなぜ時間外が多いのかという部分も含めまして、昨年の11月の段階でございますけれども、所掌業務状況の聞き取りということで、先程申し上げたとおり各課長、それから担当者等に来ていただきまして、係業務の状況を聞き取りしてございます。それで、係長、係員、課長ということで種々時間外が減らせるようにということで、聞き取りを行って、その後、係員の事務分担の定めとかですね、それからどのような時に残業をするか。それと事務分担を定めてなければ、そういう事務分担を定めて、ある職員にだけ仕事が行くのではなくて、全員でこう仕事を分担してできるように、それと、もし時間外をしなければならぬという分であれば、自分が忙しいのであれば、課長、主幹の方に仕事をやっていただくような部分、そういう部分で話をしなさいと係にはしてございます。それで、それ以降といいますか、その時に一応管理職としては命令でございますので、月40時間以上、それから22時以降の超勤命令は出さないことというふうに指示してございます。こうなると、それ以降、あるいは月40時間になる人もいるかも知れませんが、そういう部分には先程言いました、管理職なり主幹等に仕事を分担してもらいなさいということで、指示をしているところでございます。その後、時間的には命令が減ったということでかわしておりますけれども、今後とも多くの超勤とならないようにですね、各管理職がそれぞれの責任を持っ</p>

	副 町 長	て、管理職も指導をして、あるいは職員に代わって仕事をするような形での体制をとっていきたく思っています。それで時間につきましては、その後の勤務時間につきましては監査委員の5の勤務時間につきましては、総務課長の方からどのような超勤時間になっているのかですね、説明をさせていただきたいと思います。
	山 下 議 長 総 務 課 長	<p>角谷総務課長。</p> <p>只今、副町長から説明ありました、前回議会の方に職員の時間外の関係につきまして状況等、ご報告申し上げました。この度、議長の諸般の報告の12ページに定例監査の状況等が載っております、この定例監査は12月まで、昨年の12月までの状況ということで載っておりますが、1月、2月の状況につきまして議員の皆様にお知らせしたいと思います。</p> <p>議長の諸般の報告の12ページをお開き願いたいと思います。1月につきましては、平成22年、これは表2の方でございます。時間外勤務実績時間数、平成22年1月152時間、前年と比べますと85%、2月につきましては、平成22年2月は211時間、前年比55%です。</p> <p>次に、下段の方の表3の方に移ります。対象職員1人あたりの月別平均時間及び最多時間でございますが、平成22年の1月の平均が10時間、そして最多で時間外をやっている職員は32時間、2月に移りまして、平均で9時間、最多で40時間ということで、私、先に申し述べれば良かったんですが、1月の時間外をしている職員は15人、2月の時間外をやっている職員は23人ということで2月までの時間数、時間外時間数についてご報告申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
	山 下 議 長 副 町 長	<p>吉本副町長。</p> <p>それと、諸般の報告の中におきます14ページ、監査委員から指導いただきました事項につきましてはですね、時間外勤務命令簿、これを、指摘あった部分の改正をいたしまして、各管理職が記入をして命令をするようにという部分で、先の2月の政策調整会議で統一を行いまして、受令者が書くのではなくて管理職が命令をかけると。今日は何時まで仕事をして下さいという部分で統一を図っておりますので、係員から見ればなかなか出せないといいますが、課長の方に言いづらいという部分もあるかもしれませんが、どうしても超勤をしなければならないのであればですね、管理職の方に申し出をして、今日は何時までです、あるいは管理職の方から今日は仕事をいついつまでにあげなければならない仕事は、今日1日だけでは大変なので、時間内では大変だから2時間仕事をして、いついつまでの部分にやって下さいと。そういう命令も出てくるというふうにしなければならないと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
	山 下 議 長 木 田 議 員	<p>木田君。</p> <p>今、細かくご説明をいただいたわけでございますけれども、監査委員さんの指摘の中でもここに、例えば町の条例ですね、条例に沿ってそれぞれ皆さん方がやっぱり動</p>

	木田議員	<p>いているのかなと。給料にしても、すべての業務にしても、私は思うんですけどもその辺の条例の捉え方、やはりきちんと条例に沿った事務、例えば一般町民であっても、我々もその規則というか条例というか、そういうものにやはり縛られて仕事をしているわけですね。その辺の認識の度合いがどうなのかなと、条例に対しての。時間外というのは仕事があるから時間外かかるんであって、これは致し方ない方も多々あるのかなと思うんだけど、今のこの規則に沿った行動というか、条例の考え方というか、そういうものをちょっと私はどうなっているのかなと思うんだけど、その辺、副町長どうなんですか。</p>
	山下議長 副町長	<p>吉本副町長。</p> <p>条例に対する認識がどのような形で各管理職が持っているのかと。あるいは、私どもも持っているのかという部分だと思いますけども、時間外につきましては、詳細につきましては、規則の方で定めてございます。同じ条例も規則も名前が違うだけで同じ決めてございますので、その辺で申し上げさせていただきますと、私どもの、私の考えもですね、監査委員から指摘されるまでは、係員が今日は仕事が忙しいので時間外をしたいと申し出があって、はじめて課長職が良いですよと印鑑を押すというふうに認識をしてございました。それが時間外命令という形、印鑑を押すことによって命令だというふうにおさえておりましたが、監査委員の指摘を受けまして、指導を受けまして、種々規則等読みますと、あくまでも命令権は管理職が何時から何時までの時間外をなささいということが書いてあり、それを書いて受令者、時間外をする人に指示をなささいということでもございました。それで、その認識を、遅いんですけども改めまして、先程言いました2月下旬から管理職が、その前から率先して監査を受けた時点で、そのようにやっておられる管理職もございました。それを徹底してですね、2月下旬からは管理職がすべて記入をして、管理職が命令を書けるようにということに変えました。認識違いということが多々あったと思っておりますが、出してきて印を押すことに命令だったという部分が規則上はそういう部分ではないと。すべて管理職が書いて命令させてございましたので、その辺は認識をきちんと改めまして、今後そのような方向で時間外命令を発していきたいというふうに思っております。</p>
	山下議長 葛間議員	<p>葛間君。</p> <p>監査委員報告の中の12ページでございますけれども、ここに1人あたりの月平均ということで4月が126時間、5月が114時間、9月が122時間ということで載っております。これ平均、1人平均だということ、この増えた要因が何なのか。この辺についての説明いただきたい。もうひとつは、21年度ではですね、39名ということの職員数でございますけども、22年度は36名ということで3名減っておりますので、こういうことで職員がいなくて、こういうふうになっているのかどうか。</p> <p>私、前から言っていますようにですね、どうしても職員数が足りないんであれば、やはり増やしてですね、そして健康管理上の問題からもですね、増員をしてそれぞれの課であまり残業しないでですね、やるというのがひとつの本心だというふうに私は</p>

	葛間議員	<p>そう思っているわけですがけれども、このことについてどう考えているのか、ご説明いただきたいと思います。</p>
	山下議長 副町長	<p>吉本副町長。</p> <p>12ページにおきます、職員1人あたりの月平均時間、4月、5月、126時間と114時間という部分でよろしいと思いますが、この分につきましては、それぞれその年度におきましては異動ございますが、22年度におきましては課長職の異動、それと主幹職等の異動も伴いまして、それぞれ係員の方が課長職なり主幹職等への説明等も増えたりしてですね、それから発注業務等もございまして、契約等が集中したという、年度当初でございますので、そういう部分で仕事が増えたのかなど。あと、補助申請等あらゆるものの申請行為等が4月、5月に集中をするということで、ここは増えています。そういう部分で時間外が前年よりは最多の55、68と比べますと倍近くに増えているとゆふうに認識をしてございます。</p> <p>それと、職員数の部分でございますけれども、これにつきましては主幹職に上がったことによって職員が減ってきたと。採用は2名いたしましたけれども、そういう部分で管理職等への登用ということで人数が減ってきていることとございます。それと、職員数が足りないのではないかとこの部分でございますが、なかなかこれも厳しい部分でございますけれども、嘱託あるいは臨時職員を採用等しながら、それぞれ人件費の縮減ということも伴いまして、そのような方法で行っておりますが、22年度につきましては3名退職で2名の採用、23年度につきましては、今、新年度になります、22年度中に1名退職しますので1名の採用、24年度におきましては23年度中に3名が退職する予定でございますので、その3名の補充ということで、現状よりは人件費の縮減ということにつきまして、今のところは現状並みの職員採用、職員ということでおさえております。ただ、これにつきましても今ご意見いただきましたとおり、もう一度その辺、職員の部分は見直し、洗い直ししましてといたしますか、見直ししまして、足りないようであれば採用していきたい。ただ、それが正規の職員になるか、臨職になるかの部分でございますが、その辺は今後も十分に検討して、人件費が極端に上がらない形で、財政が健全化の中で行けるような形の中です、検討していきたいと思っております。</p>
	山下議長 葛間議員	<p>以上でございます。</p> <p>葛間君。</p> <p>4月は年度変わりということで、今、説明がありました。これは、年度変わりというのはこの1年ばかりでなくてですね、ずっとなんだろうと思う。ですから、この122時間もやらなきゃならないという状況が今言っているように、仕事の内容というのはですね、変わるわけではなくて、年度変わろうが何であろうが、特別ですね、災害とかそういうものがあればわかるわけですがけれども、それではないということでこういうふうになるというのはですね、やっぱり根本的にやっぱり考え直して、きちんとしたものにしなきゃならないんじゃないかというふうには私は考えるわけです。</p>

葛間議員	<p>9月にしても、年度変わりじゃないけど122時間、こういうふうになっているわけですね、だからやっぱり年度変わりでもし仕事があればというのであれば、前もって、ただ人を増やせばいいという考えはありませんけど、どうしても人間の能力というのは決まっていますから、どうしても増やしてですね、これ減らしていくという方法もあるわけですね。ですが、それができないのだという、その作業の内容であれば私、別ですよ、ですけども、これやっぱり皆さんだって最初から何でもかんでも、最初から皆さんと同じようにできるわけじゃなくて、年数を経てるわけですから、そういうためには、前もってやっぱり人員もきちんと確保してですね、そういうものに対応するというをやらなければ、同じようなことをずっといくわけですね。これは今ばかりじゃなくて、ずっと私長くやっていますから。それと、私が監査委員やっているときも、指摘事項でずっとあったわけですけども、やっぱりずっと続くということは、やっぱり今、副町長が言っていますけども根本的にですね、見直して、やっぱりきちんとした人員を確保して、そして、それぞれの課にですね、やはり配置をしてやらなければ、なかなかこれはだめなんではないかと考えるわけです。ですから、私が聞いているのは、今言っているように、前年度は39名で3名減ったからこういうことになっているのかどうかということについては、さっぱり説明がなかったわけですけども、私は人が足りなくてこうなったんだなと良いような解釈したわけです。下の方に書いていますからね、対象人員数ということで書いていますからそうなのかなと。そうじゃないということなんです。だから、ただ、私は決して臨時とかですね、嘱託職員を採用するなということじゃございませんけども、それに対応できるのであればいいですけどもね、臨時の方、1年、1年にまた別々ということになると、せっかく覚えたところでまた変わりということになるとですね、何にもならないということになるわけですね。だから、その辺も考えてですね、きちんとやっぱりしていく必要があるんじゃないかというふうにも考えるんですが、その辺いかがでしょうか。</p>
山下議長 副町長	<p>吉本副町長。 年度当初、毎年同じように忙しいという部分では、忙しいと思っております。それで、採用の方でございますけども、先程言いましたとおり、係等の事務分担の見直し、要するに所掌する業務の見直しをもう一度含めまして、検討いたしまして、嘱託、臨職の部分における仕事の量、それから職員の量、それから主幹、係長兼務の仕事の量、それと本当に忙しい時の管理職が行う、課長が行う仕事等も含めましてですね、分掌事務の見直し、洗い出しをしていきたいというふう考えております。その中で、今いる現員の中で、職員を、正規の職員は行っていきたいと思っておりますし、少ない分は先程言いましたけども、それぞれの臨職なりの分に対応してまいりたい。この部分につきましては、今後十分に検討して、それから4月の異動等にも合わせまして、人事の部分の検討を十分に行っていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>
山下議長	吉川君。

	吉川議員	<p>今の件について、もう一度。</p> <p>1か月に120時間とかその位の仕事をやっていますよね。やはり働いている人にしてみれば、お金が入って良いかもわかんないけど、やはり健康面でもう少し考えてやった方が良くないかと思うんですけど。当然、100時間以上働くと深夜の時間帯になると思うんですよね。その深夜時間帯というのは何時間位あるのですか。</p>
	山下議長 副町長	<p>吉本副町長。</p> <p>深夜、要するに10時以降の部分での分だと思いますが、今ちょっと手元の資料を持ち合わせしてございません。それで、先程言いましたとおり、11月の打ち合わせ以降はですね、月40時間以上、22時以降の超勤命令はしないこととなっておりますので、その辺はできてございます。</p> <p>それまで、そしたら何時間の10時以降の多いのかという部分では、先程言いましたとおり、手持ちに資料を持ち合わせてしてございませんので、後程、提示をしたいというふうに思っております。個人情報もありますが、提示したいと思っております。</p> <p>それと、今、吉川議員の言われますとおり、体調にもよろしくないのではないかという部分もありまして、何回も言いますが、11月の時には私、安全衛生管理責任者をしておりますので、職員のメンタルな部分、心の部分、それから肉体的部分もありますので、40時間、それから22時以降は命令をしないようにしてございまして、だからといってサービス残業をなさないということではないよということも伝えてございまして、その辺はきちりと職員も認識をして仕事をしているものと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
	山下議長 吉川議員	<p>吉川君。</p> <p>今の件につきましてね、やはり100時間以上働くとすれば、どうしても深夜やる時間が出てくると思うんですよね。緊急の場合は仕方ないとしても、できるのであれば避けるべきだと思うんですけども。やはりその点についても今後検討して見て下さい。深夜は割増も高くなるものですからね。やはりそういう働いている人は良いかもわかんないけど、使っている方であれば健康的に、自分も経験あるんですけども、そういうことはできるだけ避けるべきでないかと思えます。</p>
	山下議長 副町長	<p>吉本副町長。</p> <p>今の吉川議員の、本当に職員に対しての優しいお言葉をいただきましたし、管理職といたしましても、健康面を考えまして、そのようなことにならないようにですね、指示命令の方を徹底していきたいと思っております。ただ、突発的なこと、例えば漏水ですとか、災害ですとか起きた場合にはですね、やはりそれは、住民の安全を守ることもございまして、10時以降の命令もかけなければならない。そういう部分では管理職の方にも指示してございまして、吉川議員の言われました部分も、十分熟知といたしますか、考えまして、今後の時間外の方には管理職の方にはきちんとあたっていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思いま</p>

<p>副 町 長 山 下 議 長 水 田 議 員</p>	<p>す。</p> <p>水田君。</p> <p>1番、水田です。</p> <p>何点かちょっとお聞きしたいと思います。まず16ページなんですけども、この道民税の徴収委託料53万なんぼなんですけども、今回ここで、この内容についてちょっと説明をお願いしたいとこのように思います。</p> <p>それから、28ページですけれども、ここに広域連合の負担金ということで出ておりますけども、私、広域連合も何年かなりまして、そして、国保、介護が広域連合の方に移されている業務をやっておられると。そして仁木町では、実際に業務のある反面、内容によっては50とか100%が広域連合に事務が移っておられるというふうに思いますけれども、実際に本町ではどういう内容でその評価をしておられるのか。実際に国保関係であれば、保険証なんかは広域連合から来ますよね、そういった面で今まで町が発行していたものが、広域連合で全部やるということで、こういった点については100%近い部分が広域連合に事務が移っていると。そういう全体的に見て、いろいろ業務の内容はありますけれども、どういう数字で、仁木町はその広域連合に対する業務内容の委託の中で、仁木町は実際、事務内容がどの程度軽減されておられるのか。そういった点をわかりましたら、ご説明願いたいとこのように思います。</p> <p>それからですね、39ページですけれども住宅管理経費、この関連につきまして、私、町営住宅、仁木では何棟も建っておりますけれども、今年は建設課におかれましては、先程町長の方からもいろいろ行政報告の中でもありましたように、今年は非常に雪が多いということで、非常に大変な業務をなされておられるなど。このことにつきましては非常に感謝をしたいと思っておりますけれども、この中で、私、従来、例えば単身者が住宅を借りていて、その人が長年病院に入っておられると。それで、その何年間もですね、借りたままの状況になっておられるという住宅が実際あるわけですよ。そういった人方が実際何年間くらい入院されて、そこは借りてはいるんだけど、実際に住んでいないという状況なのかね、その辺、どの程度把握しておられるのか、そういうことをちょっとお聞かせ願いたいと。</p> <p>それから、今年は非常に雪が多かったわけですけれども、それぞれ各町営住宅等の管理については、非常に大変な苦勞をされておられるというふうに思っています。新しく、今度は何棟も入っておられます。例えばふれあいだとか、あるいはそのいろいろ日の出のとか、そういういろいろな町営住宅があるわけなんですけども、その例えば雪庇なんかは今年、非常にかなり危険な状況で出ていたのではないかとこのように思っております。そういったその1戸、2戸の住宅の場合は別としましても、ああいう大きな建物の管理責任といいますかね、それはどういうふうになっておられるのか。実際そこに入っておられる人方の管理は、実際どこまでがその入居者の管理として町は押さえておられるのか。そういう指導をされておられるのか。その辺をちょっとお聞きしたいと、このように思っております。</p>
--------------------------------------	--

水田議員	<p>それからですね、43ページですけども、今回、議長の方からも諸般の中で説明ございました。あの大江小学校が幕を閉じたといいますが、今年度からは本町の方に来るわけです。そこで、大江小学校が閉校になったときに、あそこの中にある機材の対応は、実際どういうふうな方向でやられておられるのか。実際に本町の方で、例えば小学校、仁木小学校の方で使われる機材はどの程度あるものか。あと、不用になった分はどういう処分をするのか。そういった点。</p> <p>それから、あそこ閉校になった跡地なんですけども、庁舎の今後の取扱い方、あるいはその敷地の用途についても、どのような考えがあるのか。その辺、具体的にわかりましたら、ちょっとご説明をお願いしたいと、このように思っております。</p> <p>以上です。</p>
山下議長 財政課長	<p>西條財政課長。</p> <p>16ページの道民税徴収委託金でございますけども、これはですね、市町村が個人の道民税の賦課徴収に課する事務を行うために要する費用を補償するために、市町村に徴収委託金を交付されているものでございます。今年度、22年度につきましては、先程も説明いたしましたが、電子化に係る経費等を勘案いたしまして、改正がございまして、3000円から3300円、300円の増でございまして、53万5000円の増となっているものでございます。</p> <p>以上です。</p>
山下議長 ほけん課長	<p>土井ほけん課長。</p> <p>2点目の広域連合と町との仕事の分担でございますけども、介護保険につきましてはですね、ほとんど窓口業務に関しては町で行っております。広域連合で行うのはですね、資格等の管理、保険の給付の方ですね、それと保険料の賦課、そして徴収ですね、この分について。賦課徴収についてはですね、町が保険者の時は町で行ってりましたが、この分については広域連合の方に移ったと。仁木町では窓口業務、各種届出、資格の取得喪失、それから広域連合への書類の進達、それと保険料の算定に使う資料の提出等を行っております。でありますから、具体的にはですね、保険料の賦課徴収がなくなったと。なくなったと言ってもですね、町に徴収に来た場合は、職員と一緒に回っていくという現実も確かにありますけども、それによって徴収の率を上げるといった場合には有効かなというふうに考えております。</p> <p>国保についてもほとんど同じでありまして、窓口業務、それから大きな業務なんですけども、資格取得喪失、各種申請、高額の申請等をですね、それと賦課と徴収等も行っております。それで、国保については、具体的に事務量が大幅に減ったというものは、今のところは見当たらないというのが現状であります。</p> <p>全体的に見て、どの程度の量が減っているのかといった場合ですね、具体的には、例えば50%とか30%と、数字をあげることは不可能なわけでございますけども、介護についてはですね、賦課徴収がなくなっただけでもですね、かなり大幅な改善、改善というか、大きな委託だと考えております。</p>

<p>ほけん課長 山下議長 財政課長</p>	<p>以上でございます。</p> <p>西條財政課長。</p> <p>税につきましては、平成19年から滞納整理事務が始まりまして、本町では19年度、引き継ぎ件数5件でございます。それに効果ですけれども、19年度は26万2000円、20年度につきましては258万2000円、21年度につきましては224万8000円の効果、これがあったということでございまして、町といたしましても、広域連合と連携をとりまして、徴収に努めているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>山下議長 建設課長</p>	<p>林建設課長。</p> <p>町営住宅のですね、長期的な不在ということでありまして、町営住宅の場合はですね、長期的に30日以上住宅を空ける場合は、役場の方に届出を出してもらうという規則になっております。それで、その届出はですね、1件も出ておりませんが、町内会の情報によりまして、ふれあいですか、セブンイレブンの向かいの住宅にですね、2名の方が平成18年と平成19年からですね、2名の方が入院されているという情報を得ております。</p> <p>それと、雪の関係であります、雪庇の関係であります。どうしても雪庇、余市川沿いにですね、風が稲穂峠の方から吹きまして、余市側に雪庇ができます。それで、日の出団地、ふれあい39、コスモス30ですか、そこの団地がちょっと雪庇がひどいということで、町の方で管理会の方をお願いの文書を出しております。それで、コスモス30につきましては、入居者の方が協力し合って雪庇を落としております。あと日の出、ふれあい39に関しましては、管理会でちょっとやる人がいないということで、管理会の方でですね、業者をお願いして、雪庇を落としております。あと、雪庇とか建物ですね、雪の関係につきましては管理会の方をお願いしているところであります。</p> <p>以上であります。</p>
<p>山下議長 教育次長</p>	<p>戸嶋教育次長。</p> <p>私の方から備品の関係についてご説明いたします。</p> <p>備品につきましては、学校に今、大きく分けて3種類ございまして、最近のものを含めると4種類になります。パソコン系電子教材がありまして、これらについて、仁木小学校へ。それから理科教材につきましては、実験等も含めた教育財産ですので、それも仁木小学校に移行する予定です。教材部分につきましては、現在利用できる物、古い物もありますので、利用できる物を仁木小学校に移行。それから管理備品、いわゆるロッカーとか机とかございます。これらにつきましては、仁木小学校に充足できる物、すなわち補充しなければならない物はそちらに移行しようとしているところでございます。これらを仁木小学校に充足しまして、ほかの学校、他校も用品等の古いものがあつたり、交換を発生する希望のものもありますので、これらについて管理備品の中から使用するという方向で、今、検討しています。仁木小学校とは、今調整中で、どれを運ぶかという物品の選択をしております。それから、電子黒板は当然授業に使</p>

	<p>教 育 次 長</p>	<p>うものですから、仁木小学校へという形を選択しながら進めているところです。これらを含めて残った物は一応使えないものとして、あるものについては廃棄しなきゃいけないものがあります。これは、機能的に使えないものは廃棄しなきゃいけないと。ただし、その物の中から必要なもの、これらについてはもう一度再検討しながら整備をするという形をとらせていただきたいと思います。これらのものを終わった段階では、あと普通財産に処分させていただきたいと。処分という言い方が適当じゃないと思いますが、教育財産から普通財産に切り替えるという形になります。建物そのものにつきましては、教育財産として使用させていただいておりますが、学校機能が終わった段階で普通財産に切り替わってしまいますので、あくまでも一般的な使用の中での取扱いか、それともそれをどう活用するかという方向については、教育局の方で検討する形になりますので、その処分を含めたものについての取扱いを町長部局と協議をさせていただきながら移行させるという考えであります。</p> <p>以上です。</p>
	<p>山 下 議 長 町 長</p>	<p>三浦町長。</p> <p>只今、戸嶋次長の方から建物の関係等についての話がありました。それで教育財産から、私どもの町の方に移行するわけありますから、町として今後じゃあどのように進めていくかということを検討していかなければなりません。町内会の方からは、昨年の12月28日なんです、町内会の連合会の会長さんはじめ各町内会の会長さん一堂に会してですね、町の方に大江地区のコミュニティセンター建設の要請書を提出されました。それで、この段階においての町内会としての希望等をお聞きいたしましたら、現大江小学校跡地にセンターを建設していただくのが、大江地区の希望であるということでありました。全体的には大江の生活改善センター、昭和47年に建設している、完成しているセンター敷地よりもですね、大江小学校跡地の方が敷地的には余裕があるということと、もう1点は、グラウンドは今のままで残して欲しいと。というのは、然別で行っておりますレクリエーション的なものをですね、やはりこれからも大江地域としては、進めていきたいということがございました。私どもはそこでは結論的なことは申し上げませんでした。もちろん議会とも相談してないわけありますから、結論は申し上げませんでしたけども、皆さん方の意向はできる限り尊重してあげたいというようなお話はさせていただきました。それで、当初、私はインターネット等においてですね、学校等の公売ということを検討しておりまして、前にもそのようなお話も一部させていただいた経過ございますけども、やはり、大江小学校の閉校ということになりますと、地域の皆さんのこれからの大江の振興発展ということに熱意を持たれ、持っておられる地域の皆さんの意向も確かめながらということでもありますので、今後ある程度方向付けについては、議会の皆さんとも十分検討させていただきまして、地域にそのことのお話をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。</p>
	<p>山 下 議 長</p>	<p>よろしいですか。</p>

<p>山下議長 水田議員</p>	<p>水田君。</p> <p>あの、いろいろとご説明、答弁聞いておまして、まず税務課の関係については、十分理解いたしました。どうもありがとうございます。</p> <p>それからですね、雪庇の関係なんですけどもね、私、あそこに入っておられる方々のことを考えますとね、どこまでが本当に入居者の責任においてやるのかという点ですよね。町が今、課長の方から何か町内会の方にそういう管理組合とか、管理の組織があるような説明だったんですけども、各町営住宅でああいう共同生活している地区についてはね、そういう組合をちゃんと作っておられるのかどうかね。そして、あの一部の方、一部の地域という説明あったと思うんですけども、そういうことで、私、あの高齢者が入っているところは難しいともあると思うんですよ。そして、業者を頼むってことであれば、やはり3万とか5万、金がかかるということですよ。そういうことが本当に入居者が負担するべきなのかどうかというようなことも、管理上の考え方をちょっともう一度説明してもらいたいと思います。</p> <p>それからですね、広域連合の関係のいわゆる国民健康保険とか、介護がこう移行されてきてね、事務量がどのくらい減ったのかということ、今ご説明受けたんですけども、私、実は広域連合の中で、こういうことをちょっと問いただした部分あるんです。そして、実はなかなか町の方で我々一般的には、本当にその事務職員は減らないと。減らない中で広域連合だけが、結局はその事務委託は半分も移っているのにね、なぜそういうことになっているかという議論をした経緯があるわけですね。そういうことで、ある町村のそのデータを検証して出してくれないかということですね、実は出してもらったわけです。そうすると、これは連合会長の蘭越町なんですけどもね、これ内容的に見ますとかなりその広域の方に事務内容が移っておられるというような、今パーセントで言いますとね、例えば、ここに資料持ってるんですけども、全体業務量における事務委託比率といいますか、これ国民健康保険事務についてはですね、蘭越町が36.3%だと。あとの63.7%は広域連合に移っていると。こういう資料が私のところに来ております。そして、介護につきましてもね、49%が町でやって、いわゆる51%が広域連合に移っていると。こういう詳細の資料を実は出してもらったわけです。私がなぜこういうことを言うかというね、今、非常に業務が多彩でございますよね。その中で、実際にその辺の区分をしっかりとやっていって、町側と広域連合との区分をやっぱり町としてもね、しっかりとやっていった上で、その分担をしていくということになっていかないと、やっぱりこういう数字は出せないんでないかなと思ってるんですよ。そして、今、課長の方から説明があったけども、数字的に難しいということを書いていましたけれども、確かにいろいろな考え方があって、難しい点もあるとは思っています。そうしたけども、実際的に職員に係る負担、あるいはその仁木町の職員配置、あるいは人件費の問題等のことを考えますとね、その辺をまずしっかりおさえてもらって、広域連合にメリットといいますかね、そういうものが町で本当にあるんだということを出してきてもらわないと、なかなかその理解ができません。</p>
----------------------	--

<p>水田議員</p>	<p>いんでないかなとこのように思っております。そういったこともひとつ検証してもらいたいなとこのように考えますのでよろしくお願ひしたいと。何か気がついた点があれば答弁してもらいたいとこのように思います。</p> <p>それからですね、大江小学校の関係は、先程町長はじめ、説明あったんですけども、ひとつ備品については、いろいろ不用なものがあると思うんですけども、その処分についてもいろいろ地域とね、ご相談してやってもらいたいなというふうに思っております。そして、今後、大江の小学校の跡地、あるいは大江小学校全体を見てね、どういうふうに活性化していくのか、小学校のない後をどうやっていくのかということは、これは行政にとっても非常に大きな問題だなというふうに考えておりますのでね。やっぱり今後ともですね、地域ともいろいろ協議の中で取り進めていってもらいたいとこのように思っております。</p> <p>それからですね、もう1点ですけども35ページ、これは農林水産業関係でございますけれども、昨年は非常に悪天候の中です、果樹関係の被害は相当大きかったと。幸いにして野菜については、特にトマトについてはですね、価格等の高騰もありまして、非常に全体的な売上げが伸びたということで、非常に喜ばしいことだなというふうに考えております。それで、その中です、実際に昨年、仁木町単独事業としてですね、ハウスの新設を当初予算2000万ということで実施をした。私はその効果というのは計り知れないものがあつたのではないかなとこのように思っております。非常にありがたいことだったなと。そういう評価をしたいと思ひますけれども、最終的にこの予算、ここにもちょっと出ておりますけどもね、本当に町としてどういう成果が挙げられたのか。最終的などという判断をしておられるのか。今後どういふことで、その農業政策に寄与していかれるのか。その辺、ちょっとお考えありましたらですね、ご説明願ひしたいとこのように思ひます。</p> <p>以上です。</p>
<p>山下議長 建設課長</p>	<p>林建設課長。</p> <p>公営住宅のですね、屋根の雪の関係であります。平屋の住宅の場合は、入居されている方、戸別にその屋根の雪を下ろしてもらひまして、それでもし屋根の雪を落とすことなく、軒等破損させた場合は、その入居者に現状に復してもらひよう願ひをされているところであります。</p> <p>それで管理会につきましては、団地です、その公営住宅の団地のみです、管理会を作っている場合は、うちの方です、町の方で、共用廊下とか浄化槽の電気代関係ありまして、電気代につきましては、あの入居者の方に負担してもらひしております。それで、あの徴収ですか、月々の電気代の徴収に関して、管理会を設立した方が、そういう徴収とかですね、建物の管理もしやすくなるということで、うちの方からですね、担当の方から管理会の設立をお願いしているところであります。今までも雪庇につきましては、各管理会にお願いをしているところであります。</p> <p>以上であります。</p>

<p>山下議長 ほけん課長</p>	<p>土井ほけん課長。 後志広域連合に加入したメリットということでありまして、実は12月の担当課長会議の時に、私は個人的にはですね、後志広域連合に対してメリットを出してくれという要望は出しております。それと同時にですね、今、水田委員さん言われたとおりですね、町としてといいますか、担当としてですね、どのようにメリットがあるのかですね、他町村の資料をいただきまして検討してみたいと考えております。</p>
<p>山下議長 教育次長</p>	<p>戸嶋教育次長。 備品の関係につきましては、地元からの話もなきにしもあらずお話も聞いている部分もあります。地元の振興も含めて皆さんと協議をしながら、必要なものは必要な形で整えていきたいと、整理をしていきたいと考えております。議員さんのおっしゃるとおり、その方向で今進めている状況でございます。</p>
<p>山下議長 農政課長</p>	<p>美濃農政課長。 水田議員の質問でありますけれども、35ページですね、野菜ハウス導入事業補助金の関連で質問があったと思います。水田議員がおっしゃるとおり、去年はですね、異常気象ということで、農業全般は非常に厳しい年だったと思っております。しかし、その中でもトマトにおきましては、一貫した営農指導でありましたとか、戦略的な販売で、収量も他の作物から比べれば減少率が非常に少なかったということでありまして、そして販売額はですね、前年より延ばしたと。トマト全般的にはそういう状況で、トマトとしては非常に良かったということでもあります。それで、この野菜ハウス導入事業もちょうど、そのタイムリーな事業でありまして、平成22年、23年度と2か年の事業で実施しております。それで22年はですね、この補正にも出ていますけれども、当初、町では1/3助成をしようということで2000万、ですから6000万事業に対して2000万の予算を計上いたしました。申し込みを取ったところ、だいたい予定どおり100棟の申し込みがありまして、金額もだいたい6000万近い金額になったんでありますけれども、実際には数社で、農協さんが事業主体でありますから、見積り合せをしたところですね、相当金額が落ちたということでございます。そのためにですね、町から出す1/3の金額が相当減ったということでありまして、当初2000万の予定が町の補助金実績では1364万ということになりました。それで636万の減額でありまして、今回ここに636万の減額を上程しております。それで、この22年度は実績では44戸でした。96棟分ということになりました。総事業費がですね、4098万3000円ということでありまして、この大きな減額された要因としては、先程言いましたように、見積りが相当競争見積りすることによって下がった効果が出てきていると思います。それで、この事業は23年、新年度もありますので、傾向としてはですね、22年度に23年分も一緒に申し込みを取ったわけではありますが、非常に他の作物が不調である中、野菜、トマトがちょっと良いということで、駆け込みといいますかですね、23年は新たにまた希望も取りますけれども、相当、トマトの方を作りたいという意向が多いということで、</p>

農政課長	<p>私の方にも聞こえてきておりますので、また23年度ですね、町の予算は2000万しか計上しておりませんが、目いっぱい使った中で果樹プラス野菜、それから水稲プラス野菜という、そういう営農形態で農家の方々の所得が上がるようにですね、なっ てほしいなというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
山下議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>吉本副町長。</p>
副町長	<p>先程の吉川議員に対します、あの提示という部分で、言葉の方でお示しを総務課長の方からさせたいと思います。</p> <p>それと、葛間議員の部分で先程、22年度採用2名というふうに申し上げましたけども、22年度におきましては、途中採用もおりますので3名を採用してございます。</p> <p>それと、これに伴いましてですね、22年の3月、要するに21年度退職した方が5名おられまして、5名辞めたけども3名の採用に留まっている部分で、訂正をさせていただいてお詫びを申し上げます。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
山下議長	<p>角谷総務課長。</p>
総務課長	<p>先程の吉川議員の職員1人あたりの月別平均時間で、これも定例監査の12ページのところですね、4月の126時間、5月の114時間、これは最多の部分でございます。あと9月の122時間、当然、この部分については、深夜22時以降の時間外があるだろうということで実態でありますけれども、4月の126時間につきましては、5月も含めて言いますけれども、子ども手当の創出の関係で、この子ども手当に関する事務が輻輳いたしまして、この時間になったと。それで22時以降の時間数につきましては、4月の126時間のうち43時間が22時以降の部分であると。あと5月の114時間のうち43時間が22時以降と。9月に入りまして、最多の122時間という職員が1名おりますけれども、これは7月末、また8月ですね、豪雨災害による事務ということで、この122時間のうち70時間が深夜、つまり22時以降の部分であるということで、ご報告、ご説明申し上げたいというふうに思います。</p> <p>なお、私、前段ですね、皆さんの方に平成22年の月別平均時間数及び最多時間、表3の方、口頭で申し上げましたけれども、ちょっと一部訂正がありますので、ここで訂正したいと思いますので、よろしく願いいたします。まず、平成22年の平均10時間と申しましたけれども、これ15時間で訂正をお願いいたします。2月は9時間で変更ございません。平成22年の最多1月が32時間と申しましたのが40時間、2月40時間と申したのを21時間に訂正方よろしく願いいたします。訂正し、お詫び申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
山下議長	<p>他にございませんか。</p> <p>横関君。</p>
横関議員	<p>3番、横関です。</p>

	横 関 議 員	<p>3点ほどお伺いしたいと思います。まず、38ページの備品購入費ということで、遊トピア公園にあります。それで、ちょっといろいろ資料見せてもらったんですけども、遊トピア公園というのはですね、指定管理者にあたりまして、指定管理者の中で備品購入費というものが、確か、私の記憶では入っているんじゃないかなと思うんですけども、ここなんで、ここに備品購入費ということで、これ三角なっているのか。</p> <p>それが1点とですね、40ページの消防費、その他備品とあります。水防対策費、この中でですね、水防対策ということで、どのような備品を購入しているのか、その辺をちょっとお聞かせ下さい。</p> <p>あと1点はですね、48ページの図書室整備事業、これ同じくですね、48ページですね、49ページの中にも図書室の整備事業ということで、町民センターの臨時職員ということになっているんですけども、この中学校の図書室整備事業と、この49ページの図書室整備事業、町民センターということも書いてありますけども、この辺もちょっと内容ですね、お聞かせ願いたいと思います。</p>
	山 下 議 長 企 画 課 長	<p>川北企画課長。</p> <p>まず、38ページのふれあい遊トピア公園のパークゴルフ場の備品の関係でございます。備品の取扱いにつきましては、指定管理者との協定の部分で甲が対応する一種備品、甲が元々買った部分ですけども、それが消耗等により使えなくなった場合につきましては、甲、つまり町が購入することになっておりますので、その分、ここではクラブを20本購入しております。</p> <p>続きまして、40ページのポンプの関係でございます。これにつきましては、現在、原田樋門に設置してあります移動式のポンプであります。排水能力が現在、原田樋門に設置している部分につきましては、毎分3.2㎡の機能のポンプでございますけども、今回、同様のポンプということで、見積書をいただきまして、排水能力が毎分3.0㎡のポンプを購入いたしまして、原田樋門に2機、これは5月から10月の間、そして冬の間は移動して、水防倉庫の中に格納してあります。</p> <p>以上です。</p>
	山 下 議 長 教 育 次 長	<p>戸嶋教育次長。</p> <p>48ページの図書室整備事業の関係でございます。これにつきましては、今回の活性化事業によりまして繰越明許で行う事業でございます。この中に図書館司書という者を臨時職員として任用して、そして図書の整備を行うという考え方をとっております。この者につきましては、既に1万2000冊という本が、町の中に、図書室の中に既にございます。このうち概ね半分位が旧児童会館の図書が移行されておまして、その後、購入をして足し増しをしたものでございますが、既に設置以来10年を経過する状況でございます。この中には、今までその都度、その時期に必要とされる本を読者の方々含めて、読書サークルも含めた、皆さんと協議をしながら足し増しをしてきたわけですが、今回、この事業によりまして、一定程度図書の入れ替えをするということが基本になっております。その中で、本来図書館、仁木町の場合は図書室でございま</p>

<p>教 育 次 長</p>	<p>すが、図書館という性格を持ち合わせて、町の1か所に図書を集中するという、図書室の役割を果たしております。ちょっと呼び方で違うんですが、本来法律上で、図書館といいますと、その専門的な図書の整理をするこの事務方の人間につきましては、司書を置かなきゃいけない、司書があたることになっています。これ、専門知識のある者が図書の分類をして、図書の価値観とかそれから図書の本の性質、これらを皆さんに提供するための知識を持って、その提供する場所の陳列なり情報提供を行うという業務を行っています。仁木の場合には、図書室、幸いに図書室ということでありますが、規模としまして1万2000冊も持っているわけですから、このものを一定程度、基本的な図書の整理をする知識を持った方、知識のある方の考え方を導入いたしました。一定程度、これからまた恒久的に図書室を永続的に使うための図書の配置なり、これから望むもの、これらの整理をしていきたいと考えているところです。そのことによって今まで持っている図書が本来不用なのかどうか、価値がないのかどうか、それからこれから置いておくことによって、将来使う方に対して新たな古い情報として提供できるかどうか、こういうことの見極めをしていただきながら、新しい本を入れていくと。それに対して必要な物に対しては、ストックをしておく必要がありますので、いたずらに処分をするということではなくて、今ある1万2000冊を入れ替えることによってプラスアルファの蔵書となると。これは情報として確保しながら、その分保管するわけですから、これらについてノウハウをきちんとしておかなければ、ただの宝の持ち腐れになっていくという可能性もございます。こういうことも含めた、本来の資格を持った人を任用しながら、今回、その整理をしていただいて、なおかつその知識を引き継いでいただくと。職員も含めてそうなんですが、今、委託をかけている方々についても、一定程度そういう認識をしていただく、共同作業ができるような形ができれば良いのかなと思っております。もうひとつは学校にも入ります。教員さんで司書という資格を持っている方もいらっしゃいます。すべてがそうかということではございませんが、持分の中でそれぞれ業務分担してございますので、学校との今度連携ということも考えております。学校に100万ずつ、要するに単位でいいますと、今回の予算の中では小学校2校に対して100万、中学校2校に対して100万という予算付けをさせていただいております。額的には50万という単位になりますが、学校にも相当本が入ってございます。ただ、この本の量というのは蔵書でいいますと、あの交付税または標準的な蔵書という率からいうと仁木は充足されておられません。実は、仁木小学校で言えばまだ80%台なんです。こういうところを充足するとすれば、足せばいいということではなくて、ご覧になっておわかりのとおり、古い本もたくさんあります。これらについて、学校の図書司書の方とそれから町民センターが今回採用する臨時的な職員との連携を図って、重複ではなくて、本来、年に何回も使わないものであれば図書室に保管をするなり、そういう連携を取れる体制をとっていきたい。そのためには、きちっとした知識のある方で、その作業を進めていくことが一番ベターじゃないかというふうに考えて、予算計上させていただいております。トータル的には1000</p>
----------------	---

<p>午後12:32 再開 午後 1:35</p>	<p>教 育 次 長 山 下 議 長 各 議 員 山 下 議 長 各 議 員 山 下 議 長 各 議 員 山 下 議 長 町 長</p>	<p>万を超える金額になりますから、この分で将来に向って図書が有効に使っていただける体制がとれればと考えているところでございます。</p> <p>昼食のために、暫時休憩取ります。 休憩前に引き続き、会議を開きます。 只今の出席議員は、9名です。 平成22年度余市郡仁木町一般会計補正予算の質疑が残っております。 継続します。 質疑はありませんか。 ありません。 「質疑なし」と認めます。 これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 ありません。 「討論なし」と認めます。 これで討論を終わります。 これから、議案第1号『平成22年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第7号）』を採決します。 お諮りします。 本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 異議なし。 「ご異議なし」と認めます。 したがって、議案第1号『平成22年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第7号）』は原案のとおり可決されました。 日程第7、議案第2号『平成22年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）』を議題とします。 本件について、提案理由の説明を求めます。 三浦町長。 それでは、議案の第2号でございます。『平成22年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）』、平成22年度余市郡仁木町国民健康保険事業（第6号）は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の補正でござしまして、歳入歳出それぞれ363万4000円を減額いたしまして、予算の総額を2億453万2000円とするものでございます。2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額を第1表で表しているとゆうものでございます。 平成23年3月9日提出、仁木町長 三浦敏幸。 なお、詳細につきましては、西條財政課長より説明申し上げますので、ご審議の上、</p>
-----------------------------------	---	---

町 山 下 議 長 財 政 課 長	長 長 長	<p>ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。</p> <p>西條財政課長。</p> <p>議案第2号『平成22年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）』についてご説明申し上げます。</p> <p>1ページを開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款. 国民健康保険税と4款. 繰入金にそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計363万4000円を減額いたしまして、補正後の歳入合計額を2億453万2000円とするものでございます。</p> <p>次に、2ページ、歳出でございます。1款. 総務費から5款. 予備費にそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計363万4000円を減額いたしまして、補正後の歳出合計額を2億453万2000円とするものでございます。</p> <p>次に、3ページ、事項別明細書、歳入でございます。1款. 国民健康保険税から6款. 諸収入まで、すべての科目を載せたものでございます。</p> <p>次、4ページ、歳出でございます。1款. 総務費から5款. 予備費まで、すべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、すべて一般財源363万4000円の減でございます。</p> <p>次に、5ページ、歳入でございます。1款. 1項. 国民健康保険税、1目. 一般被保険者国民健康保険税407万4000円の減額につきましては、1節. 医療給付費分現年課税分から6節. 介護納付金分滞納繰越分まで、それぞれ収入見込みによるものでございます。2目. 退職被保険者等国民健康保険税69万円の増額につきましても、1節. 医療給付費分現年課税分から6節. 介護納付金分滞納繰越分まで、それぞれ収入見込みによるものでございます。</p> <p>次に、6ページでございます。4款. 繰入金、1項. 一般会計繰入金、1目. 保健基盤安定繰入金につきましては、これは、額の確定により41万8000円を減額するものでございます。2目. 一般会計繰入金につきましては、これは、人件費繰入金、退職手当分の変更で7000円の増、出産育児一時金繰入金で26万6000の減、町単独事業補給で42万7000円の増、合わせまして16万8000円を増額するものでございます。</p> <p>次に、7ページ、歳出でございます。1款. 総務費、1項. 総務管理費、1目. 一般管理費、退職手当組合負担金につきましては、普通負担金の再計算によりまして、7000円を増額するものでございます。2目. 広域連合負担金につきましては、国保事務に関する共通経費で28万2000円の減、国保医療費等に関する経費、これは国庫補助金及び道補助金等の減による分賦金の増でありまして、これが1134万5000円の増。それから介護分に関する経費といたしまして、224万5000円の減、後期に関する経費といたしまして、10万8000円の増。合計892万6000円を増額するものでございます。2項. 徴税费、1目. 賦課徴収費につきましては、これは印刷製本費の執行残でございます。</p> <p>次に、8ページでございます。廃款の基金積立金につきましては、後志広域連合負</p>
-------------------------	-------------	--

	財 政 課 長	<p>担金の増によりまして、1230万8000円を減額し廃款とするものでございます。</p> <p>次に、9ページでございます。5款、1項、1目、予備費につきましては、17万7000円を減額するものでございます。</p> <p>11ページ以降の給与費明細につきましては、補正後の明細となっております。後程、ご高覧願います。</p>
	山 下 議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
	各 議 員	<p>ありません。</p>
	山 下 議 長	<p>「質疑なし」と認めます。</p> <p>これで、質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p>
	各 議 員	<p>ありません。</p>
	山 下 議 長	<p>「討論なし」と認めます。</p> <p>これで、討論を終わります。</p> <p>これから、議案第2号『平成22年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）』を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
	各 議 員	<p>異議なし。</p>
	山 下 議 長	<p>「ご異議なし」と認めます。</p> <p>したがって、議案第2号『平成22年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）』は原案のとおり、可決されました。</p> <p>日程第8、議案第3号『平成22年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）』を議題とします。</p> <p>本件について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>三浦町長。</p>
	町 長	<p>議案第3号でございます。『平成22年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）』、平成22年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ4308万1000円を減額し、予算の総額を5億888万4000円とするものでございます。2項につきましては、歳入歳出予算の金額は補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表で表しているというものでございます。</p> <p>第2条、繰越明許費でございます。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表 繰越明許費によるものでござ</p>

<p>町 長</p> <p>山 下 議 長</p> <p>財 政 課 長</p>	<p>います。</p> <p>第3条、地方債の補正でございます、地方債の変更は、第3表 地方債補正によるものでございます。</p> <p>平成23年3月9日提出、仁木町長 三浦敏幸。</p> <p>なお、詳細につきましては、西條財政課長より説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。</p> <p>西條財政課長。</p> <p>議案第3号『平成22年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）』について、ご説明申し上げます。</p> <p>1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。2款、国庫支出金から6款、町債にそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計4308万1000円を減額いたしまして、補正後の歳入合計額を5億888万4000円とするものでございます。</p> <p>次に、2ページ、歳出でございます。1款、総務費から3款、公債費にそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計4308万1000を減額いたしまして、補正後の歳出合計額を5億888万4000円とするものでございます。</p> <p>3ページ、第2表 繰越明許費でございます。国の平成22年度補正予算において創設されました、地域活性化・きめ細かな交付金を活用いたしまして、銀山浄水場改修事業を行うものでございますが、平成22年度に支出を終了することが不可能であるため、平成23年度に予算を繰り越して使用するというものでございます。あらかじめ予算でその上限額を定めておかなければならないものでございます。繰越明許費4130万円でございます。</p> <p>次に、4ページでございます。第3表 地方債補正、1. 変更でございます。統合簡易水道事業、仁木・銀山地区の事業費確定による変更でございます。起債限度額3740万円を減額いたしまして、1億8440万円とするものでございます。</p> <p>次に、5ページでございます。事項別明細書、歳入でございます。1款、使用料及び手数料から6款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。</p> <p>次に6ページ、歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、国・道支出金で2496万2000円の減、地方債3740万円の減、一般財源1928万1000円の増でございます。</p> <p>次に7ページ、歳入でございます。2款、国庫支出金、1項、国庫補助金、1目、衛生費国庫補助金につきましては、これは事業費の確定に伴いまして、2496万2000円を減額するものでございます。</p> <p>次に、8ページでございます。3款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金につきましては、これは歳出の減とそれから地域活性化・きめ細かな交付金を活用した銀山浄水場改修事業を行うもので、これに伴う増でございます、1928万1000円の増でござ</p>
--	---

<p>財 政 課 長</p>	<p>ざいます。</p> <p>次に、9ページでございませう。6款、1項、1目、町債につきましては、これは第3表で説明した分でございます。</p> <p>次に11ページ、歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費1万4000円の増額につきましては、3節、職員手当等、これは額の確定による、退職手当組合負担金1万5000円の増額、19節、負担金補助金及び交付金、これは、執行残による1000円を減額するものでございませう。2目、維持管理費248万4000円の減額補正につきましては、11節、需用費の消耗品費は、滅菌薬品等購入量の減によりまして171万1000円の減。電気料につきましては、漏水の減少等に伴う送水施設電気料の執行残72万7000円の減。合わせまして243万8000円の減でございます。12節、役務費、車検整備手数料についても、執行残でございます。</p> <p>次のページに移ります。14節、使用料及び賃借料につきましては、これは尾根内浄水場用地の買収に伴う土地借上料の執行残5000円の減額、27節、公課費につきましても、これは、自動車重量税の執行残1万3000円の減額でございます。</p> <p>次に、13ページでございます。2款、1項、施設費、1目、施設管理費、2節、給料につきましては、職員の昇給計画再計算に伴う給与額1万1000円の増額でございます。2目、施設整備事業費3726万5000円の減額補正につきましては、7節、賃金は4月から9月までの臨時職員賃金の執行残1000円の減額。13節、委託料、調査測量設計委託料、これは簡易水道事業仁木・銀山地区の執行残283万5000円の減。その下でございます、銀山浄水場改修事業は、これは地域活性化・きめ細かな交付金を活用いたしまして、銀山浄水場改修及び道水管調査設計を行うものでございまして、730万円を計上しております。この事業につきましては、繰越明許費でございます。その下でございます。補償費算定業務委託料は13万7000円と次のページ施工監理委託料265万7000円は、これは執行残によるものでございませう。15節、工事請負費、施設整備工事請負費7232万7000円は、これは執行残による減でございます。その下、維持補修工事請負費は、これは地域活性化・きめ細かな交付金を活用いたしまして、銀山浄水場改修工事を行うものでございまして、2320万円を計上しております。それと導水管布設工事、水道配水用ポリエチレン管100mm、延長435m、これが1080万円を計上しております。この事業につきましても、それぞれ繰越明許費でございます。17節、公有財産購入費、土地購入費につきましては、これは尾根内浄水場用地購入費の執行残10万2000円の減でございます。</p> <p>次のページに移ります。15ページ、12節、補償補填及び賠償金につきましては、これは、尾根内浄水場用地内の物件移転報償費の執行残50万6000円の減額であります。</p> <p>次に、16ページでございます。3款、1項、公債費、2目、利子335万7000円の減額補正につきましては、長期債償還利子は率の確定によりまして10万5000円の減額でございます。一時借入金利子につきましては、借入をしなかったことによりまして、325万2000円の減、合わせまして335万7000円を減額するものでございませう。</p>
----------------	---

財 政 課 長	17ページ以降の給与費明細につきましては、補正後の明細となっておりますので、後程、ご高覧願います。
山 下 議 長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p>
各 議 員	ありません。
山 下 議 長	<p>「質疑なし」と認めます。</p> <p>これで、質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p>
各 議 員	ありません。
山 下 議 長	<p>「討論なし」と認めます。</p> <p>これで、討論を終わります。</p> <p>これから、議案第議3号『平成22年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)』を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各 議 員	ありません。
山 下 議 長	<p>「ご異議なし」と認めます。</p> <p>したがって、議案第3号『平成22年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)』は原案のとおり、可決されました。</p> <p>日程第9、議案第4号『平成22年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)』を議題とします。</p> <p>本件について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>三浦町長。</p>
町 長	<p>それでは、議案の第4号でございます。『平成22年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)』、平成22年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ193万1000円を追加、予算を5658万9000円とするものでございます。2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。</p> <p>平成23年3月9日提出、仁木町長 三浦敏幸。</p> <p>なお、詳細につきましては、西條財政課長より説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。</p>
山 下 議 長	西條財政課長。
財 政 課 長	議案第4号『平成22年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)』について、

<p>財 政 課 長</p>	<p>ご説明申し上げます。</p> <p>1 ページをお開き願います。第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1 款、後期高齢者医療保険料と 3 款、繰入金にそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計193万1000円を増額いたしまして、補正後の歳入合計額を5658万9000円とするものでございます。</p> <p>次に 2 ページ、歳出でございます。1 款、総務費と 2 款、後期高齢者医療広域連合納付金にそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計193万1000円を増額いたしまして、補正後の歳出合計額を5658万9000円とするものでございます。</p> <p>次に 3 ページ、事項別明細書、歳入でございます。1 款、後期高齢者医療保険料から 6 款、広域連合支出金まで、すべての科目を載せたものでございます。</p> <p>次に 4 ページ、歳出でございます。1 款、総務費から 4 款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、すべて一般財源193万1000円の増でございます。</p> <p>次に 5 ページ、歳入でございます。1 款、1 項、後期高齢者医療保険料、1 目、特別徴収保険料につきましては、これは収入見込みによりまして208万2000円を増額補正するものでございます。2 目、普通徴収保険料につきましても、現年度分及び滞納繰越分、それぞれ収入見込みによりまして22万1000円と 5 万7000円合わせまして、27万8000円を減額補正するものでございます。</p> <p>次に、6 ページでございます。3 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金、1 目、事務費繰入金につきましては、これは人件費分、これは退職手当で 1 万3000円の増、事務費分で 1 万8000円の減、計5000円を減額するものでございます。2 目、保険基盤安定繰入金につきましては、これは、額の確定による13万2000円を増額する、補正するものでございます。</p> <p>次に 7 ページ、歳出でございます。1 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費 1 万3000円の増額補正につきましては、これは、退職手当組合普通負担金の再計算による増額でございます。2 項、徴収費、1 目、徴収費、1 万9000円の減額補正につきましては、これは印刷製本費の執行残を減額するものでございます。</p> <p>次に、8 ページでございます。2 款、1 項、1 目、後期高齢者医療広域連合納付金、193万7000円の増額補正につきましては、保険料の増及び保険基盤安定分の増によりまして、納付金を増額するものでございます。</p> <p>9 ページ以降の給与費明細につきましては、補正後の明細となっておりますので、後程、ご高覧願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>山 下 議 長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p>
<p>各 議 員</p>	<p>ありません。</p>

	山 下 議 長	<p>「質疑なし」と認めます。</p> <p>これで、質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p>
	各 議 員	<p>ありません。</p>
	山 下 議 長	<p>「討論なし」と認めます。</p> <p>これで、討論を終わります。</p> <p>これから、議案第4号『平成22年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)』を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本件は原案とおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
	各 議 員	<p>異議なし。</p>
	山 下 議 長	<p>「ご異議なし」と認めます。</p> <p>したがって、議案第4条『平成22年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)』は原案のとおり、可決されました。</p> <p>日程第10、執行方針『平成23年度仁木町町政執行方針』、『平成23年度仁木町教育行政執行方針』を議題とします。</p> <p>はじめに、『平成23年度仁木町町政執行方針』について、発言を許します。</p> <p>三浦町長。</p>
	町 長	<p>『平成23年度仁木町町政執行方針』</p> <p>〔1〕町政執行について</p> <p>平成23年第1回仁木町議会定例会の開会にあたり、平成23年度の町政執行方針について申し上げます。</p> <p>私は、平成13年5月の町長就任以来、第4期仁木町総合計画を基に、「魅力ある、住みよい、心豊かなふれあいを大切にする町づくり」を進めてまいりました。</p> <p>私の町づくりの礎となりました第4期仁木町総合計画も、平成22年度に最終年度を迎え、町長就任3期目10年の集大成となったところであります。この間、町民の皆様をはじめ、議員各位の温かいご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>本年度は第5期仁木町総合計画(平成23年度～平成32年度)の初年度であります。『果実とやすらぎの里・仁木町』を永遠のテーマとし、恵まれた気候条件と緑豊かな自然環境を生かした「魅力ある、住みよい、心豊かなふれあいを大切にするまち」を目指し、安心・学び・潤い・活力・協働の5つの分野に基づき、施策の展開を図ってまいります。</p> <p>それでは、平成23年度仁木町一般会計予算をはじめ、3特別会計の当初予算、関連する条例改正等の議案のご審議をお願いするにあたり、私の町政執行についての所信を申し上げます。</p> <p>日本の経済・社会は、歴史の転換期に差しかかっております。20年以上低迷してき</p>

	町長	<p>た経済は、本格的な回復の軌道に乗っておらず、慢性的なデフレが続いており、何より、深刻な財政状況の下、持続可能な社会保障の整備が遅れる中、少子化・高齢化、生産年齢人口の減少は否応なく進み、社会の閉塞感、将来への不安感が高まっております。</p> <p>こうした状況の下、国の平成23年度予算は、一般会計の総額は、92兆4116億円（前年度当初予算比1124億円、0.1%増）で、子ども手当や高齢化による社会保障関係費の自然増などにより当初予算としては過去最大の規模となっております。</p> <p>一般歳出は、54兆780億円（同6238億円、1.2%増）であります。公共事業関係費は4兆9743億円（同7987億円、13.8%減）と昨年度に引き続いて大幅減となっております。社会保障関係費は、年金、医療費の大幅な伸びに加え、3歳未満の子ども手当を月額7000円上積みしたことから、28兆7079億円（同1兆4393億円、5.3%増）となり、一般歳出の過半を占めることとなっております。</p> <p>一方歳入では、税収が40兆9270億円（同3兆5310億円、9.4%増）となり、2年ぶりに40兆円を超えております。</p> <p>また、税外収入として7兆1866億円（同3兆4136億円、32.2%減）が計上されておりますが、新規国債発行額が税収を大きく上回る44兆2980億円（うち赤字国債38兆2080億円、建設国債6兆900億円）に達し、当初ベースで2年連続して借金が税収を上回る状態となっております。</p> <p>また、平成23年度の地方財政対策は、企業収益の回復等により、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が増加する一方、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、依然として大幅な財源不足が生じるものと見込まれております。</p> <p>このため、財政運営戦略に沿って一般財源総額を平成22年度の水準を下回らないよう適切に確保することを基本として、平成23年度の地方財政への対応を行うこととされております。</p> <p>平成23年度地方財政計画の全体規模は82兆5200億円（同3900億円、0.5%増）で3年ぶりの増額となり、公債費を除く政策的経費である一般歳出は66兆8400億円（同5100億円、0.8%増）が確保されました。地方一般歳出には、地方の社会保障費が毎年度大幅な自然増となることに対応し、8400億円程度が増額計上されたほか、別枠加算分を活用し、平成22年度の「地域活性化・雇用等臨時特例費」を拡充した「地域活性化・雇用等対策費（仮称）」でございます。1兆2000億円が創設され、平成25年度までの毎年度、1兆円程度を計上することとされております。</p> <p>平成23年度の地方交付税に関しましては、一般会計からの支出額（入口ベース）では、16兆7845億円（同6932億円、4.0%減）と、5年ぶりの減額となりましたが、昨年度同様、既定の加算とは別枠で1兆2650億円が増額されております。これを含めた地方交付税の総額は、地方自治体に配分する出口ベースで、17兆3734億円（同4799億円、2.8%増）となり4年連続の増額になり、地方税、地方譲与税、臨時財政対策</p>
--	----	---

	町長	<p>債等を加えた地方一般財源総額は、前年度と同水準の59兆4990億円となっております。</p> <p>なお、地方の財源不足額を補うために発行する臨時財政対策債につきましては、地方税や地方交付税が伸びた結果、6兆1593億円（同1兆5476億円、20.1%減）となり、これに伴い、地方債依存度は平成22年度の16.4%が13.9%に改善されることになりました。</p> <p>本町の財政は、三位一体改革の名のもとに地方交付税の削減によって厳しい運営となり、平成20年2月に、第2次となる行財政改革を積極的かつ大胆に推進する「仁木町行財政構造改革プラン（平成20年度～平成23年度）」を策定し様々な行財政改革を進めておりますが、平成23年度は、この行財政構造改革プランの最終年度であり、引き続き基本方針に基づき行財政改革を推進してまいります。</p> <p>平成23年度予算につきましては、町の貴重な財源である町税等の安定的確保に努め、収支の均衡を図ることを念頭に行政本来の目的である質の高い行政サービスの提供と、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう財源の重点的かつ効率的な配分に努めながら、編成を行ったところであります。</p> <p>一般会計の歳入では、自主財源が3億9288万円、前年度比で424万6000円の減となり、自主財源は乏しく、歳入の約53%を地方交付税に依存する状況となっております。自主財源及び地方交付税の増減は、事務事業の実施に大きく影響を及ぼすものであり、財源の不足分につきましては、財政調整基金4501万4000円を取り崩し、繰り入れを行ったところであります。</p> <p>今後におきましても、町民の皆様と行政が一体となって、将来の仁木町を考えた行財政改革を行い、財政健全化に努めてまいります。</p> <p>〔Ⅱ〕平成23年度の予算規模について</p> <p>一般会計：総額33億7330万3000円、前年度対比5億7384万4000円、20.5%の増。</p> <p>国民健康保険事業特別会計：総額2億478万1000円、前年度対比895万1000円、4.6%の増。</p> <p>簡易水道事業特別会計：総額6億7326万円、前年度対比1億3085万7000円、24.1%の増。</p> <p>老人保健特別会計：総額0円、前年度対比531万9000円、皆減。</p> <p>後期高齢者医療特別会計：総額5882万4000円、前年度対比476万6000円、8.8%の増。</p> <p>4会計予算の合計は、総額43億1016万8000円となり、前年度対比で7億1309万9000円、19.8%の増となっております。</p> <p>なお、老人保健特別会計につきましては、平成20年度からの後期高齢者医療制度の開始に伴い、平成23年度から設置義務がなくなりましたので、平成22年度をもって廃止いたしました。</p> <p>〔Ⅲ〕平成23年度の施策について</p> <p>◎ 安心～誰もが安心して笑顔で暮らせるまちづくり～</p>
--	----	--

町	長	<p>少子高齢化や核家族化の進行など社会構造の大きな変化やライフスタイルや価値観が多様化する中で、高齢者における老老介護や一人暮らしの高齢者の孤独死、障がい者の自立と社会参加の難しさに加え、子どもをめぐる福祉の課題は多様化し、度重なる制度の改革が進められております。</p> <p>住民一人ひとりが、住み慣れた地域の中で、家族や近隣の知人、友人などとの温かいきずなを保ちながら、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人もすべての人々が家庭や地域の中でいきいきと自立した安心のある生活が送れるよう、共に支え、共に生きる福祉社会の実現に努めてまいります。</p> <p>第5期仁木町総合計画スタートの年、人に優しい町の実現に向けて、役場に出向くことが困難な高齢者や障がいを持つ方への支援と行政サービスの向上を図るため、住民票及び印鑑登録証明書の交付に関し、町職員がその方の自宅まで配達する「宅配行政サービス」を実施いたします。</p> <p>障がい者への福祉サービスは、平成18年度より障害者自立支援法に基づき全国一律の障がい福祉サービスに加え、地域の実情に応じた支援事業を市町村が提供することとなっております。障がいのある方が地域で自立した日常生活ができるよう、平成22年4月1日から開設されました北後志地区、古平町を除く4町村の広域相談支援を行う「北しりべし相談支援センター」の活用を図り、障がいを抱える人たちの相談業務や家庭訪問など必要な支援を実施してまいります。</p> <p>平成18年度から運営を行っている社会福祉法人よいち福祉会にき保育園では、通常保育に加え、保護者のニーズに対応した延長保育や一時預かりを実施し、障がいのある児童の保育にも取り組むなど、保育サービスの充実に取り組んでおります。本年度におきましては、「地域活性化・きめ細かな交付金」の繰越明許により、施設の一部を改修し保育の環境充実に図ります。</p> <p>また、児童養護施設桜ヶ丘学園におきまして、今年度も一時的に養育を必要とする児童を、安心して預けることができる「仁木町子育て支援短期利用事業」を実施してまいります。</p> <p>大江及び銀山へき地保育所の運営管理は、それぞれの父母会を指定管理者として、平成22年度に引き続き実施してまいります。いずれの保育所も、へき地保育所としての特性を生かした運営がなされており、本年度におきましても、指定管理者との意思疎通を図りながら必要な保育サービスを提供してまいります。</p> <p>また、働く親の仕事と子育ての両立を支援する「放課後児童健全育成事業」につきましても、「仁木放課後児童クラブ」、昨年7月開設の「銀山放課後児童クラブ」の両クラブを実施し、保育奨励金を支給する「子育て支援推進事業」を引き続き行ってまいります。</p> <p>指定管理者による運営管理となっている仁木町高齢者福祉施設（いきいき88）の多目的トイレを「オストメイト対応トイレ」として整備し、障がい者が安心して利用できる施設としてまいります。併せて、仁木町民センター及び農村公園フルーツパーク</p>
---	---	--

町	長	<p>にきの多目的トイレも整備いたします。</p> <p>そのほか、指定管理施設であります然別生活館、銀山老人憩の家につきましては、本年度も指定管理者との意思疎通を図りながらサービスを提供してまいります。</p> <p>介護保険制度は、高齢化や家族構成の変化により、家族だけでは介護を行うことが難しくなったことにより、社会全体で高齢者の介護を支えていくための制度です。介護はだれもが直面する問題であり、介護が必要になったときに安心して介護サービスを受けられる仕組みになっております。</p> <p>介護保険事業は、平成21年度から保険者が町から後志広域連合に変わりましたが、介護認定事務に係る各種届出、申請の手続きは従来どおり役場の窓口で行いますので、引き続き住民サービスの向上に努めてまいります。</p> <p>本年度は、平成21年度からスタートした第4期介護保険事業計画の最終年度となり、介護保険法で定める保険料の見直しの年にあたるため、後志広域連合が策定する第5期介護保険事業計画（平成24年度～平成26年度）に参画してまいります。</p> <p>また、高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅での生活を維持できるよう、生きがいデイサービス、地域支援事業、生活支援事業など町独自の各種サービスを社会福祉協議会及び関係団体と連携を図りながら、積極的に推進してまいります。</p> <p>地域包括支援センターでは、引き続き後志広域連合からの委託を受け、高齢者の自立支援に向けて地域支援事業及び新予防給付事業を実施してまいります。</p> <p>地域支援事業では、関係機関等からの情報収集や訪問活動及び後志広域連合が今年度実施する日常生活圏ニーズ調査に併せ、要支援・要介護状態になる恐れのある健康づくり高齢者の把握や選定に努め、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上に取り組み、介護予防支援を実施してまいります。</p> <p>また、介護予防講習会、閉じこもり予防教室等を実施するとともに、保険、医療、福祉等関係機関との連携を図り、総合相談支援、包括的継続的なケア体制による介護予防の実施に努めてまいります。</p> <p>新予防給付事業では、介護認定により要支援1・2の認定を受けた被保険者が介護予防サービスを受けるための介護予防ケアプランを作成して、要介護状態に陥らないよう日常生活の自立に向けた支援を実施してまいります。</p> <p>認知症や知的障がい者などの権利擁護につきましては、昨年から開設された小樽・北しりべし成年後見人センターとの連携により、成年後見人制度の活用を促進してまいります。</p> <p>「仁木町健康づくり計画」は、平成23年4月から第2期計画がスタートいたします。本計画では、誰もが健やかで心豊かな生活を送れるよう一人ひとりの取組や、地域と行政が一体となった健康づくりを進めてまいります。健康に関心を持ち、正しい生活習慣を身につけ、心身の健康づくりに取り組む必要があります。疾病の早期発見、早期治療のため各種がん検診等を実施するとともに、健康教育・栄養指導による町民皆様の健康増進に努めてまいります。</p>
---	---	--

町	長	<p>母子保健におきましては、妊婦健康診査、乳幼児健診、母子栄養食品の支給を実施するとともに離乳食教室、母親学級、すくすく広場、訪問活動を引き続き実施してまいります。</p> <p>予防事業では、BCGや三種混合など乳幼児の各種予防接種のほか、新型インフルエンザや平成22年度から実施しております子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌、高齢者肺炎球菌の各ワクチン接種に対する助成を引き続き実施してまいります。</p> <p>北海道医療給付事業であります「重度心身障害者・ひとり親家庭等・乳幼児」の各医療給付につきましては、北海道の医療給付制度に町単独給付の上乗せをし、昨年度と同様に実施してまいります。</p> <p>国民健康保険事業は、他の健康保険に加入していない方を対象とした医療保険制度で、被保険者が充実した医療給付を受けられるよう、財政基盤の安定を図りながら、皆さんの健康を支えています。平成21年度から国民健康保険事業が後志広域連合の業務となり、保険者が町から後志広域連合へと変わりましたが、保険税の賦課及び徴収事務は町で行い、各種届出・申請の手続きも、従来どおり役場の窓口で行いますので、引き続き住民サービスの向上に努めてまいります。</p> <p>また、保険税につきましては、改正を見送っておりました法定限度額のさらなる改正が予定されております。地方税法の改正が行われ次第、後期高齢者支援分及び介護分の税率も含め、条例の改正を検討してまいります。その際、極力低所得者の方々に負担がかからないよう配慮してまいります。</p> <p>平成20年度から後期高齢者医療制度が創設され、75歳以上の方、一定の障がいのある65歳以上の方を含んでおります。以上の方は、北海道後期高齢者医療広域連合の被保険者となり、医療の給付を受けております。町では、保険料の徴収、被保険者証の交付、各種届出・申請書等の受付を引き続き行ってまいります。</p> <p>また、平成21年度から北海道後期高齢者医療広域連合の助成を受け、被保険者の健康増進を支援する短期人間ドック事業を実施してまいりました。本年度も引き続き実施してまいります。</p> <p>町民の皆様が安心して暮らしていくための医療体制につきましては、町内の民間医療機関と連携し、一次医療体制の確保を図るとともに、北しりべし定住自立圏における広域連携により、二次医療体制、救急医療体制、小児科及び周産期医療体制の確保と充実に努めてまいります。</p> <p>町民皆様の生命・身体及び財産を保護することは、行政の使命であります。災害の防止と事故や急病から被災者を救助し、地域社会の安全確保に活動する消防・救急・防災業務は、近代的な資機材と高度な技能を有する仁木支署消防職員及び仁木消防団員との連携強化の下、実施してまいります。</p> <p>仁木支署常備職員は、昨年度に引き続き新人職員の指導等に当たる嘱託職員1名を雇用し、現員16名体制といたします。救命率の向上に向けた高度救急業務は、救急救命士有資格者4名による職員体制が確立されておりますので、消防学校での講習、市</p>
---	---	--

	町長	<p>立小樽病院や札幌医大病院実習などに参加し、救急救命技能の維持向上に努めてまいります。</p> <p>また、治療の早期開始と搬送時間の短縮を図るため、医療法人溪仁会手稲溪仁会病院救急救命センターを基地病院とし、仁木支署前をヘリポートとして行うドクターヘリの運用も、引き続き実施してまいります。</p> <p>消防・防災の通信手段は、町内全域を網羅する同報系の消防団緊急伝達システムにより、情報伝達を迅速に行い災害の予防や被害軽減に努めてまいります。</p> <p>また、災害時等には町から町民皆様への情報提供手段として、防災行政無線の全戸化の調査研究を進めてまいります。</p> <p>消防救急無線のデジタル化は、平成28年5月までとなっており、整備に多大な費用が伴いますので、消防救急無線の広域化を前提に、道内全域を対象とした基本構想を策定する運びとなっております。</p> <p>消防設備の配備状況は、高規格救急車1台、水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型2台、小型ポンプ積載車が仁木、然別、大江、西馬、銀山、長沢、尾根内の全地区に配備され、有事即応体制が確立されております。</p> <p>地域防災力の要であり、地域の安全・安心を確保するため、献身的かつ奉仕的に活動している仁木消防団は、男性82名と女性15名の合計97名の実員体制となっております。少子・高齢化や社会構造の変化に伴い、全国的に充足率が減少し、国を挙げて消防団員確保の運動が行われております。仁木消防団におきましては、団員の確保を図るとともに、定員数の見直しについて検討してまいります。</p> <p>また、消防団と仁木支署常備職員との連携強化や町防災関係機関との緊密な情報交換を行い、併せて、演習などの機会により消防団員の技能の向上に努めるとともに、高齢者等の弱者に対する広報等地域密着型の活動を通じて災害予防に万全を期してまいります。</p> <p>消防体制の広域化につきましては、北海道が策定する広域化推進計画に基づき推進してまいります。</p> <p>水防設備の状況につきましては、大雨により余市川樋門が閉じられたことによる水害対策のため、固定式大型排水ポンプ4台、移動式大型排水ポンプ4台、機動性に富む小型排水ポンプ2台を配備しております。本年度は、さらに移動式大型排水ポンプ1台を、「地域活性化交付金・きめ細かな交付金」の繰越明許により購入し、農作物等の冠水被害防止に努めてまいります。</p> <p>平成19年5月27日から続いております「交通死亡事故ゼロの日」は、3月1日現在で1374日となり、平成20年以来3年連続の「交通死亡事故ゼロ」を続けております。</p> <p>しかしながら、昨年1年間における仁木町での人身事故は、8件で20人の負傷者が出ており、一昨年と比較しますと、件数で2件、負傷者数で12人の増となっており、国道5号を抱える本町にとりましては、大変憂慮する事態となっております。今後におきましても、関係機関と連携を密にし、交通安全に関する教育や普及啓発活動、地</p>
--	----	---

町	長	<p>域・職域運動や期別運動、さらには交通安全施設の整備充実に取り組んでまいります。</p> <p>また、将来を担う子どもたちを悲惨な交通事故から守るとともに、保護者の経済的負担を軽減するため、昨年度に引き続き、仁木町チャイルドシート購入助成金交付要綱（期間は平成22年度から平成24年度までの3か年）に基づき、助成を行ってまいります。</p> <p>引き続きまして、16ページ。潤い～やすらぎと潤いのあるまちづくり～</p> <p>町民の皆様が安心して暮らせる快適で潤いのある生活環境整備は、行政の基本であり、町民の誰もが願っているところであります。</p> <p>町道の整備につきましては、銀山地区公営住宅建替事業に伴う新設団地内道路（延長137m）の改良舗装工事を実施してまいります。</p> <p>町道の維持管理につきましては、今年度も交通安全確保のため、定期的にパトロールを実施し、路肩等の草刈り、未舗装道路の補修及び舗装補修工事を実施してまいります。</p> <p>除雪事業につきましては、町民皆様の冬季間の安定した生活道路を確保するため、町道の除雪延長90km、132路線を全面委託業務により実施してまいります。</p> <p>また、個人が管理する私有道路等の除排雪につきましても、生活道路の確保のため、除排雪を対象に補助金を交付してまいります。</p> <p>河川管理につきましては、河川災害の発生防止に向け、河床整理（砂利上げ）や河川内立木の除去及び護岸保護に努め、河川の維持管理を行ってまいります。</p> <p>住宅環境整備につきましては、平成21年度策定の「仁木町住宅マスタープラン及び仁木町営住宅等長寿命化計画」に基づき、昨年度から銀山地区公営住宅建替事業に係る基本実施設計、地質調査及び用地確定測量に着手しております。本年度は、公営住宅1棟20戸、集会室1か所の建設及び外構工事を実施してまいります。</p> <p>仁木町統合簡易水道事業につきましては、毎日の暮らしを支える生活水の早期整備を目指して、平成13年度に新規水利権を取得し、水道事業拡張変更認可を経て、平成14年度から事業着手しております。平成20年3月には新然別浄水場が完成し、然別・砥の川・旭台地区に給水を開始しております。さらに、平成21年6月からは仁木地区に、平成22年8月からは大江地区に給水を開始しております。本年度は、事業年次計画に基づき、尾根内浄水場機械設備工事、尾根内浄水場取水工事、仁木・銀山地区配水管布設工事及び配水管調査測量設計委託業務を実施してまいります。</p> <p>また、「地域活性化・きめ細かな交付金」の繰越明許により、老朽化が著しい銀山浄水場の建物改修工事、既設フェンス補修工事、導水管布設替工事及び測量・実施設計委託業務を実施してまいります。</p> <p>漏水対応につきましては、仁木・然別・銀山地区の漏水量を減少させるための調査を行うとともに、配水管の更新工事を実施してまいります。今後におきましても、町民の皆様が安全・安心な水道水の給水に努めてまいります。</p> <p>現在、仁木町のし尿及び合併浄化槽汚泥処理は、北後志衛生施設組合（5町村）で</p>
---	---	--

町	長	<p>行われておりますが、快適で衛生的な生活環境の確保と河川の水質保全のため、下水道施設や合併処理浄化槽などの生活排水処理の整備が求められております。本年度は、「生活排水処理基本計画」を策定し、地域ごとの生活排水の発生量の把握と方法や処理量など、今後の水洗化に向けた事業方針を検討してまいります。</p> <p>町民のライフスタイルや消費意識の変化に伴い、各家庭より出される一般廃棄物は多様化し、今後は、ごみの減量化と再資源化の適正な処理と環境への負荷の軽減及び資源の有効活用の推進が必要とされております。この問題解決のため、ごみの3R、①発生抑制（リデュース）、②再使用（リユース）、③再生利用（リサイクル）を進め、町民皆様のより一層のご協力をいただき、分別のさらなる徹底を図ってまいります。特に、資源ごみにつきましては、軽量で持ち運びに便利で、衛生的にも優れ、保管しやすいプラスチック製容器やペットボトルの需要が多くなっておりますが、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法の趣旨に基づき、環境保全の観点から、ごみの分別収集を一層強化し、ごみの減量化を推進してまいります。粗大ごみの収集につきましては、町のクリーンセンターへの自己搬入が困難な方のために、本年度も収集事業を年間2回（6月、10月）実施し、環境衛生の向上に努めてまいります。</p> <p>既存処分場の隣接地に設置する仁木町第2期一般廃棄物最終処分場につきましては、昨年11月に埋立地造成工事及び水処理施設整備工事（工期：平成22年11月～平成24年3月）を発注しており、将来に向けた安定的な埋立処分（平成24年4月～平成39年3月）に対応してまいります。</p> <p>日本の高度情報通信ネットワーク社会は、「世界最先端のIT国家となる」との目標に向け活動し、急速に高速インターネット接続が普及しており、高度情報化社会へと変遷をたどっております。政府のIT戦略本部が策定したIT新改革戦略で「いつでも、どこでも、誰でもITの恩恵を実感できる社会の実現・誰もが安心して利用でき、その恩恵を享受できるIT開発」を推し進めております。人口減少と本格的な少子高齢化社会が到来し、これに対応するワンストップサービスの実現及び電子政府実現による事務の効率化を図り、併せて、財政再建も目指しております。</p> <p>国では、国税庁の「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」や総務省の各種申請様式を国民がインターネット上で入手し、電子情報として調製し、インターネットを通して申請や提出するサービスが行われております。町は、電子自治体実現に向け、北海道が主催する「北海道電子自治体プラットフォーム構想（HARP構想）」を構成する全道177自治体とともに、町民皆様の利便性向上及び仕事の効率化に向けた取組をしております。自宅等からインターネットを通して申請や提出ができる行政サービスの運用開始に向けた研究を行ってまいります。</p> <p>また、情報セキュリティ対策につきましても、電子データ及び紙ベースの情報の厳重な管理を行い、個人情報保護に万全を期してまいります。</p> <p>テレビは、文化的な生活を営むために必要最低限のものであります。条件不利地域のテレビ難視聴の解消を図るため、仁木町が稲穂峠山頂に「銀山・都テレビ中継局」</p>
---	---	--

町	長	<p>施設を設置し、民間放送局 5 社、H B C 北海道放送、S T V 札幌テレビ放送、H T B 北海道テレビ放送、U H B 北海道文化放送、T V H テレビ北海道へ使用を許可しております。平成23年 7 月25日のデジタル放送への完全移行に向け、平成20年12月から銀山地区、大江地区及び然別地区、平成21年12月から仁木地区へデジタル放送が開始されましたが、一部の地区で新たな難視聴が生じております。このうち、然別共進地区につきましては、平成22年度に関係機関の協力を得ながら共聴設備の整備により、難視聴の解消を行いました。今後、新たに難視聴が発生した場合は、関係機関と協議しながら早期解消に努めてまいります。</p> <p>過疎地やその周辺地域は、人口の減少と高齢化が進み、町民皆様の日々の生活に直結する公共交通を確保することは重要な課題であります。</p> <p>生活バスの運行は、通学・通院や買物など、交通弱者の日常生活に必要不可欠なものであり、北後志広域生活圏の中心部までの生活バスの運行をバス事業者に要請し、経費の助成を行って、路線を維持しております。少子化や交通形態の変化によりバス利用者が減少傾向にあり、経営状況の改善は見込まれませんが、交通弱者の日常生活の足となるバス運行確保に向け、助成を継続するとともに、さらなる一層の効率的かつ合理的な運行を求めてまいります。</p> <p>次に、活力、豊かで活力あるまちづくり。</p> <p>昨年の仁木町農業を振り返ってみますと、春先の低温傾向から一転し、6 月から 8 月までは高温・多湿、更に局地的な豪雨で推移した結果、多くの農作物が生育の遅れや病害虫の発生により減収や品質の低下となり、一昨年の冷湿害に続き 2 年連続の残念な年となりました。生産者の皆様のご苦勞を思うときに、改めて自然と向き合う農業の厳しさを強く認識した年でもありました。</p> <p>しかし、この厳しい状況下にあって、トマトのように生産者の栽培技術や流通の戦略的研究により、前年度以上に販売額を伸ばした品目もありました。</p> <p>今、日本の農業・農村は歴史的にも大きな変革の波に直面しております。国は、昨年 3 月に策定した「新たな食料・農業・農村基本計画」に基づき、食料自給率（カロリーベース）の50%への引上げや戸別所得補償制度の創設、6 次産業化の推進など、「農政の大改革」を推し進めております。</p> <p>また、国際的には、「環太平洋経済連携協定（T P P、トランスパシフィックパートナーシップ）について関係国との協議を開始する」と明記した基本方針を閣議決定し、検討を始めております。こうした変革の波が押し寄せる中、私は、守るべきものをしっかりと見極めつつ、一方で変革を巧みに先取りしていくことで、次の時代に踏み出す力を育んでいかなければならないと考えております。</p> <p>仁木町の農業は、安全・安心で良質な食料の安定的な生産・供給を基本に、自然豊かな美しい景観の形成など、多面的な機能を発揮した、観光農業と結びついた基幹産業として重要な役割を果たしてまいりました。安全で良質な農産物をクリーンなこの大地で安定的に生産するとともに、次の時代の担い手が夢と希望を持って前に踏み出</p>
---	---	--

町	長	<p>し、仁木町農業をリードできるよう政策を展開する必要があります。</p> <p>ここで、本年度実施いたします主な農業関連事業につきまして、申し上げます。</p> <p>農業者の戸別所得補償制度：国家戦略として取り組むこの制度は、農産物の販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持することを目的としております。米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねが対象作物となっており、水田については昨年実施したモデル事業を踏襲することとなっております。</p> <p>平成22年異常気象による農業被害対策：昨年の6月以降の記録的な高温・多湿と7月、8月の局地的な豪雨などにより、農作物に甚大な被害を受け、特に桜桃の収量は平年の1/3以下にまで落ち込みました。新おたる農業協同組合では、本年度の農業経営に支障を来す農業者に営農資金を貸出いたしますので、借入者に対して利子の一部を助成してまいります。</p> <p>農業振興事業：野菜ハウス導入事業、平成22年度、23年度の2か年事業として、補助基準は3棟以内（面積換算で10a以内）で、補助率は1/3以内といたします。</p> <p>強い農業づくり事業（経営体育成支援事業）：平成22年度、23年度の2か年事業とし、桜桃の雨除けハウスや農業機械の導入等の整備を支援する国庫補助事業であり、事業費の3/10以内を町が間接補助し、残額が金融機関からの融資となります。</p> <p>農業廃棄物処理事業：農業環境保全のため、農業用ビニール・ポリエチレンなどの処理に対する助成を行います。</p> <p>地力増進対策事業：収益性の高い農業を確立するため、土づくりのための堆肥の導入に対する助成を行います。</p> <p>ブランド産地確立事業：地場農産物の消費拡大宣伝のため、テレビなどの広報媒体による宣伝活動経費、加工品の販路拡大のための開発経費などに対する助成を行います。</p> <p>担い手の育成・確保対策：農業者の高齢化や後継者不足が深刻な状況の中で、本町農業の持続的な発展を図っていくためには、安定的な農業経営を目指して、意欲と能力のある担い手の育成・確保を図ることが急務となっております。町では、昨年6月に関係機関が一体となりました「仁木町地域担い手育成総合支援協議会」を創設し、新規就農者や後継者の確保・育成と耕作放棄地の解消に努めながら、農業委員会との連携を図っていることにより、徐々に成果が上がっているところであります。今年度は、一昨年に引き続き「新規就農者体験研修（2泊3日）」を計画しております。</p> <p>有害鳥獣駆除対策事業：毎年、北海道猟友会仁木支部に有害鳥獣の駆除を委託して農業被害の防止に努めておりますが、今年度も同支部に有害鳥獣の駆除を委託し、被害の軽減に努めてまいります。また、山間部に出没するヒグマ対策では、電気柵を設置することで被害が減少し効果が上がっておりますので、今年度も山間部で作業をする農業者の身の安全と農業被害防止のため、ヒグマ出没情報のあった農家に対し、電</p>
---	---	---

町	長	<p>気柵の無償貸出しを行ってまいります。</p> <p>余市川土地改良区の事業に対する助成：余市川土地改良区が行う農業用施設の維持管理に係る頭首工、揚水機、用水路の幹線、支線の補修などの事業費に対し、平成22年度から5年間助成するものであります。</p> <p>農業講演会の実施：21世紀に入り、日本の農業・農村は大きな変革の時期にきております。しかし今、厳しい経済不況の中にあって農業は、新たな雇用の受け皿として、食として、観光農業として、未だかつてない注目を集めております。農業が基幹産業である本町にとって、農業の発展が重要なポイントとなります。昨年に引き続き、町民の皆様と一緒に仁木町農業のこれからを考えてまいります。</p> <p>私はこの1年、農業の持つ潜在力を最大限活用できるよう農業委員会をはじめ、農業関係者の皆様の知恵と行動力を結集し、全力で取り組んでまいりますので、一層のお力添えをお願い申し上げます。</p> <p>わが国の景気は足踏み状態にあり、一部に持ち直しに向けた動きが見られますが、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にあります。道内景気も、住宅着工の持ち直し持続や設備投資の下げ止まりなど一部に上向きの兆しがあるものの、公共投資の減少等から厳しい状況にあり、町内の小規模事業者は非常に厳しい経営環境にあります。</p> <p>町内の商工業者が経営合理化や事業の円滑化を図るため、道融資等を受ける資金の保証料に対する助成を行ってまいります。</p> <p>また、経営指導や各種相談業務を行い、町内商工業者の健全育成にあたっている商工会に対する助成も、仁木町行財政構造改革プランに則り継続してまいります。</p> <p>企業進出は、町内経済の拡大や就労の場の創設、税収の増大など、町の振興に大きな効果をもたらします。仁木町企業立地促進条例に基づき、町有地等の有効活用も視野に入れ、企業誘致を進めてまいります。</p> <p>北海道の積雪寒冷地域が有する特殊性から冬期間に離職を余儀なくされる季節労働者の雇用の安定化と通年雇用の促進に向け設立された、北後志通年雇用促進支援事業協議会の事業による求人開拓や就職促進の取組を進めてまいります。</p> <p>北海道観光の人気が高い東アジア地域に対しまして、北しりべし定住自立圏構想による取組や、国際交流団体等との協力を通じて、観光客の誘致に向け、観光協会と連携を図りながら取り組んでまいります。</p> <p>仁木町の果樹栽培農家が昭和40年代に始めた直売方式ともぎ取り農園の観光農業は、現在は、広く全道に普及し、果樹観光農園を主導する地位を占めております。昭和49年に設置した仁木町観光管理センターは、観光農業を営む農家の指導育成と果樹観光農家の組織化や観光農園と直売店の相互調整等、公の施設としての役割を担っておりますが、社会環境の変化や町財政を取り巻く厳しい情勢下にありますので、引き続き指定管理者制度による効率的な運営を図り、経費の節減に努めてまいります。なお、次期指定管理更新に向け、町果樹観光協会へ建物の無償譲渡ができるよう協議を</p>
---	---	---

町	長	<p>進めてまいります。</p> <p>観光農業の拠点である「フルーツパークにき」は、農業と観光振興を通じた地域経済活性化施設として重要な役割を担っております。当施設は、平成13年7月にオープンして、今年で10周年を迎えることから、7月に開催されます「さくらんぼフェスティバル」に合わせて記念事業を実施し、本町の観光拠点である「農村公園フルーツパークにき」を全道に広くPRしてまいります。管理につきましては、指定管理者制度を継続し、民間の効率的な運営による経費の節減と利用者サービスの向上を図るとともに、今年度も行財政構造改革プランに基づき冬期間の運営を休止してまいります。</p> <p>町の二大イベントであります、「さくらんぼフェスティバル」と「うまいもんじゃ祭り」に対する助成を行ってまいります。実行委員会をはじめ関係者のご理解とご協力をいただき、行財政構造改革プランに則り、効率的な実施に努めてまいります。</p> <p>また、観光PRなどの観光振興事業や観光協会に対する助成も行財政構造改革プランに則り継続してまいります。</p> <p>レクリエーション活動を通じた町民の健康増進と都市との交流活動の場としての「ふれあい遊トピア公園」体育施設は、町民の皆様をはじめ多くの方々により賑わっております。民間の効率的な運営による経費の節減と利用者サービスの向上を図るため、本年度から新たに3年間の指定管理者制度による効率的な運営を行ってまいります。</p> <p>続きまして、◎協働でございます。～持続可能な行財政運営と協働のまちづくり～</p> <p>厳しい財政状況の中、仁木町が自主自立に向けたまちづくりを進めていくためには、人口や財政の規模に見合った町政運営が必要となります。本年度は、平成20年2月に策定した「仁木町行財政構造改革プラン」（平成20年度～平成23年度）の最終年度にあたることから、これまで取り組んできた各種事務・事業の検証を行い、平成24年度以降における効率的な行財政運営のあり方について検討してまいります。</p> <p>心豊かな地域社会を築くためには、地域におけるコミュニティの充実が不可欠であります。町内会をはじめ各種ボランティアグループとの連携を図りながら、将来にわたり支えあい、助け合う地域コミュニティづくりを推進していくため、町内会連絡協議会やコミュニティ運動推進委員会等への活動補助を継続してまいります。</p> <p>「まちづくりはひとづくり」を理念に協働のまちづくりが進む中、今後、情報提供への要望はますます高まることが予想されることから、広報紙や町ホームページ、さらには、まちづくり出前講座など、広報・広聴機能の充実に努めてまいります。</p> <p>急速な少子高齢化による人口減少が続き、これまで各自治体が単独で行ってきた住民サービスの維持が困難な状況下であり、分権型社会に対応した広域行政を推進していくため、今後も周辺市町村との役割分担を明確にしながら相互の連携を強め、地域の特色や実情に応じた取組に努めてまいります。</p> <p>なお、小樽市と北後志5町村が取り組む定住自立圏構想につきましては、平成22年4月1日に「定住自立圏形成に関する協定」を締結し、11月29日に小樽市が「北し</p>
---	---	--

<p>町 長</p> <p>山 下 議 長</p> <p>教 育 長</p>	<p>リベし定住自立圏共生ビジョン」を策定いたしました。このことにより、平成23年4月1日から「小樽・北しりべし消費者センター」が共同設置され、今後、各分野におきましても、協定に基づく取組が展開される予定であります。</p> <p>〔IV〕 むすび</p> <p>以上、平成23年度の町政執行に関する所信と主な施策について申し述べましたが、本年度は第5期仁木町総合計画スタートの年であり、計画に則り、町民の皆様と町行政（職員）が力を合わせる「協働のまちづくり」を進め、「町民主役の確かな町政」を目標として、最善の努力をしてまいります。</p> <p>町民の皆様並びに町議会議員皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、執行方針といたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>次に、『平成23年度仁木町教育行政執行方針』について、発言を許します。</p> <p>原田教育長。</p> <p>『平成23年度仁木町教育行政執行方針』を申し述べます。</p> <p>平成23年第1回仁木町議会定例会にあたり、本町の教育行政執行方針について申し上げます。</p> <p>平成23年度は、小学校におきましては新学習指導要領に基づく教育課程全面実施の年であり、中学校におきましても移行期最終年度、さらに本町におきましては、これまで3つの小学校による教育が行われてきましたが、大江小学校の仁木小学校への統合により、2小学校2中学校の新たな体制でのスタートとなるなど、国・町レベルでの大きな変化の年であります。どれも様々な面での条件整備が必要であります。町議会議員の皆様をはじめ、町民の皆様のご協力、そして関係各位の心温まるご支援によって準備を整え、23年度のスタートを迎えることができますことに、心からお礼申し上げます。</p> <p>「知識基盤社会」への移行など社会の大きな変化が進行する中で、町民一人ひとりがふるさとへの愛着や誇りを持ち、より良く生きようとする自覚を深め、「果実とやすぎの里」の町づくりを進めることを重点にこれまで教育行政を執行してまいりました。その土台に立ち、様々な条件を生かしながら、すべての町民が「果実とやすぎの里」の主人公として、お互いに関わりながら心豊かに学び続ける生涯学習環境の充実を図るとともに、未来を拓く子どもたちを、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割と責任を自覚し、連携・協力しながらそれぞれの機能を発揮し、社会全体で育てていくことができる、「協働」による教育行政を推進してまいります。</p> <p>平成23年度の教育行政の執行方針を策定するに当たり、第5期仁木町総合計画に定める「学び～心豊かに学び育むまちづくり」に向け、「学校教育」と「社会教育」の2つの分野について、9つの重点とその推進のための取組方向と具体的な施策を定めました。それらについてご説明申し上げますので、皆様のご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。</p>
--	---

<p>教 育 長</p>	<p>はじめに、「学校教育」について申し上げます。</p> <p>「生きる力」を育む新しい教育課程は、小学校では23年度、中学校は24年度から全面実施となります。「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」の知・徳・体をバランス良く育て、「未来を切り開く教育」を進めてまいります。</p> <p>学校教育推進の重点の1つ目は、「確かな学力の向上」であります。各学校におきましては、「生きる力」を育てる新しい教育課程の編成、確実な実施と評価・改善に努めることが重要であります。取組の第1は、「新しい教育課程への希望」を持つこととあります。それは、学習指導要領の趣旨を十分に理解し、学習内容・授業時数の増加に適切に対応できる教師の指導力を高めるとともに、学校としての方針等を積極的に保護者に説明し、新しい教育課程についての希望を共有することとあります。また、学習目標に基づく学習内容の確実な理解と定着を図るための学習評価の工夫も重要であります。</p> <p>取組の第2は、学力の向上につながる「学ぶ喜びの拡がり」をつくり出すことです。全国学力学習状況調査に23年度も本町として参加し、本町の立ち位置と課題を明らかにし、学力向上への取組を進めます。</p> <p>また、大江小学校が統合し、町内2校の小学校となりますが、どの小中学校も少ない児童生徒数であることには変わりありません。これは、きめ細かな指導の充実や、地域の自然環境の活用、地域の人々との協働による学びの充実、ICT（情報通信技術）による学習の充実、小・中の連携の促進など、学ぶ喜びを拡充するに適した条件であると言えます。それを、「早寝・早起き・朝ごはん」運動など家庭との連携を基盤に、「朝読書」の定着や外国語活動の充実や学ぶ意欲と自信を育てる補充的な学習、家庭学習の習慣化などの取組によって充実させてまいります。特に、児童生徒の学習への集中度・関心度の高い電子黒板を授業のいろんな場面で活用できるよう、各学校に電子黒板専用パソコンを設置いたします。</p> <p>取組の第3は、子どものための指導力向上を図る研修の充実による「魅力ある先生づくり」であります。各学校におきましては、「わかる授業」を追求する校内研究が取り組まれておりますが、さらに充実させるために、積極的に参観日や地域公開等を行い、「外の目」を通しての授業改善や授業評価への取組を促進し、確実に確かな力を育てることのできる授業力の向上を進めてまいります。</p> <p>また、教職員の資質向上のため、研修講座や研究会等への積極的な参加を促進するとともに、各学校内におきましても教職員同士の学び合いを大事にした校内研究充実のため、指導主事等外部講師の積極的な招聘を進めるとともに、授業評価を含めた学校評価の充実や学校職員評価制度の活用・充実を図ってまいります。</p> <p>取組の第4は、「特別支援教育の充実」であります。本町における特別支援教育は、年々充実し、一人ひとりの教育的ニーズに応える教育を推進できる体制となっておりますので、校内における子どもの発達状況を的確に把握し対応する体制を一層充実させるとともに、個別の指導計画に基づいた個に応じた教育を進めてまいります。近年</p>
--------------	---

<p>教 育 長</p>	<p>重視されている普通学級における特別な支援を必要とする子への対応として、本年度も特別支援教育支援員の配置を行ってまいります。</p> <p>重点の2つ目は、「豊かな心の育成」であります。取組の第1は、「豊かな人間関係をつくり出す言語活動の充実」であります。各学校で取り組まれている読書活動を一層充実させること、授業の中で新学習指導要領において重視している言語活動の充実を図ることなど、言葉を通して人を理解し、人と関わり主体的に社会を構成しようとする意志と力を育てることが大事であります。そのために本年度は、学校図書館の図書的大幅な充実を図り、全校一斉読書の時間の設定や、読書を通じて得られた感想や意見等の発表・表現の場を設定すること、書くことやノート指導の充実など、各教科における言語活動を位置づけた授業の展開とその実践の積極的な交流を進めてまいります。</p> <p>取組の第2は、「豊かな心と確かな生き方を確立する道徳教育の充実」であります。規範意識や倫理観を育て、豊かな心を育むためには、学校・家庭・地域が一体となって道徳教育を推進していくことが重要であります。各学校における道徳の時間の確実な実施と内容の充実を図ることや、地域から体験的に学ぶ道徳教育の取組を進めていかなければなりません。そのためにも、各学校における道徳の時間の充実を図るとともに、参観日等での道徳の授業公開への取組を進めてまいります。また、地域人材の積極的な活用を促進するとともに、文部科学省で作成配布のありました「心のノート」の活用を促進してまいります。</p> <p>取組の第3は、「豊かなつながりを創り出す生徒指導の充実」であります。生徒指導は何よりも児童・生徒の深い理解に支えられ、強い信頼関係の上に成り立つものであります。好ましい人間関係づくりを進めるとともに、児童・生徒自身がいじめ根絶や携帯電話等の利用の仕方について考えていけるような取組を進めることが求められます。どんな小さな変化も見逃すことなく的確に把握し、学校と家庭で情報を共有し、共通した指導ができるようにするとともに、挨拶やメールをはじめ学校生活・社会生活に必要なマナーやルールを、愛情と信頼に満ちた指導によって身につけさせることが大事であります。そのためには、学校と保護者が協働でできる豊かな関係づくりを進めるとともに、校種間の連携により、一貫した指導ができる条件づくりを進めてまいります。</p> <p>重点の3つ目は、「健やかな体の育成」であります。健康な心と体こそ、確かな学力の基礎であるともいわれております。確かさの宿る強さづくりが求められます。そのための取組の第1は、「体力・運動能力向上の取組の充実」であります。運動や競技会等への参加機会の設定と参加の促進に努めるとともに、各学校における児童生徒の運動・体力・健康における課題に積極的に対応するよう各学校との連携を進めてまいります。特に、毎年開催している町内小学校陸上競技大会の開催月を9月から6月に変更し、その後に続く後志小学生陸上競技大会・全道予選会との接続を図ってまいります。全国体力・運動能力、運動習慣調査や各種学校検診において明らかになった</p>
--------------	--

<p>教 育 長</p>	<p>課題や状況に対しましても、家庭と一体となった対応をしております。</p> <p>取組の第2は、「食に関する指導の充実」であります。20年度から仁木小学校に配置されている栄養教諭による系統的・計画的な食の指導が行われ、食育の成果が現れてきております。各学校におきましては保健計画に食育の計画を位置づけ、それに基づく計画的・系統的な指導を充実させるとともに、家庭とも連携し、「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進など、一体となって進めていくことがより大きな効果につながるものと考えております。そのため、栄養教諭を中心に、自ら健康管理できる力を育てていくよう食育の充実を図ってまいります。また、食べる楽しさも大事なことと考え、地場産品の活用と安全で栄養豊かな給食の提供にも努めてまいります。</p> <p>取組の第3は、「感染症対策と薬物乱用防止教育の充実」であります。新型インフルエンザや季節性のインフルエンザ、溶連菌感染症、耳下腺炎など、あらゆる感染症が存在していることから、学校・家庭と連携した手洗いの徹底などの予防対策を進めてまいります。また、関係機関と連携した薬物乱用防止教育も進めてまいります。</p> <p>重点の4つ目は、「信頼される学校づくり」であります。ここ数年、本町におきましては、校長会・教頭会・教育委員会が一体となって「信頼される学校づくり」をテーマに学校経営研修会を行い、学校改善を進めてきております。さらなる取組として、取組の第1に「学校教育の質の向上を目指す評価・改善の充実」に努めてまいります。学校評価ガイドラインに基づく、学校評価の見直しや学校評議員制度の充実、学校関係者評価等による教職員・保護者がともに参画しての学校改善の取組が進んでおりますが、一層の改善・充実のために、結果や改善の方向等についての公開性・透明性を高め、学校の説明責任を果たし、学校と家庭とが改革へのパートナーとしてその関係強化が図られるよう努めてまいります。</p> <p>取組の第2は、「教職員の資質向上による信頼性の向上」であります。教職員の資質向上は、全国的な喫緊の課題でもあります。本町におきましては、学校職員評価制度による教職員による主体的な資質向上への取組の促進や、教職員のモラルの確立と不祥事の未然防止の徹底を図ること、教育公務員として法令遵守と職務専念による信頼性の向上を図り、「託す安心の広がり」をつくり出すことを重点に取組を進めてまいります。そのためにも、各学校において校長のリーダーシップが一層発揮できるよう教育委員会としての支援を強めてまいります。各学校におきましては、交通事故・違反、情報の持ち出し・紛失等による信用失墜のないよう校内規律の確立と徹底を図ること、教職員の法令に則った信頼される行動への指導と、勤務時間内における教育公務員としての職務専念への指導の徹底を図るよう、校長会・教頭会を通して指導してまいりたいと考えております。</p> <p>取組の第3は、「居心地のよい学舎づくり」の推進であります。子どもたちが学び生活する学校も、年数とともに補修が必要となります。子どもたちが安心して学べる環境、心のよりどころとして誇りを持てる学校の校舎でなければならないと考えております。そのためには、必要な宮繕について計画的に進めていくことはもちろんであ</p>
--------------	--

<p>教 育 長</p>	<p>りますが、23年度は、「地域活性化・きめ細かな交付金」の繰越明許により、仁木中学校校舎屋上の防水補修工事、仁木小学校周辺のフェンス補修工事、銀山小学校校舎外壁塗装工事を行います。また、子どもをはじめ多くの町民の皆さんが利用する「仁木町山村開発センター」玄関ホール及びロビーの内装改修工事を行い、快適なスポーツ環境の整備を行ってまいります。</p> <p>学校教育における5つ目の重点は、「安全・安心な学校・地域づくり」であります。本町では22年度中には児童・生徒への声かけ事案などは発生しておりませんが、児童生徒の安全を確保するためにも警戒を緩めるわけにはいきません。また、情報化の進展に伴い、有害情報の氾濫や携帯やパソコンを使ってのネット・トラブルやいじめなどの、深刻な状況も進んでおります。こうした状況に対応し、安全・安心を創り出すために、取組の第1として、「生命の尊さ、安全に行動する習慣を身につける教育の充実」に努めてまいります。学校における安全教育の徹底、交通安全意識の高揚を図る指導・教育の充実は、必ず取り組むべき課題と言えます。それらを進めるために、各学校での安全教育計画の策定と具体的な実行体制確立を進めてまいります。</p> <p>取組の第2は、「子どもの安全を保障する体制の確立」であります。危機意識を共有し、学校や地域における体制づくりを推進することや、携帯やネット・トラブル、ネットいじめ等を未然に防ぐ、家庭や関係機関等と連携した指導體制の確立は急務であります。大江小学校の統合に伴う児童生徒の安全登下校保障としてのスクールバス運行体制の充実を図ってまいります。懸案でありました小学校統合前の通学区域から通学する中学生のスクールバス利用についても、登校時のみではありますが利用できるようにし、子どもたちの安全確保に努めることといたしました。さらに、今日的な課題に対応するために教育委員会といたしまして、防犯ブザーの貸与、公用車への防犯ステッカーの装着など、町を挙げての取組を先頭に立って推進してまいります。</p> <p>以上、学校教育についての5つの重点と15の取組方向について説明いたしました。</p> <p>続いて、「社会教育」について申し上げます。社会教育につきましては4つの重点を定めました。</p> <p>重点の1つ目は、「第6期仁木町社会教育中期計画4年次目の事業推進」であります。</p> <p>「ブックスタート事業の充実」「世代間交流の促進」「活動参画機会の拡充」の3つを中心に取組を進めます。取組の第1の「ブックスタート事業の充実」に関しましては、昨年度より、これまで6か月児を対象としておりましたものをさらに拡大し、6か月児、1歳6か月児へ絵本2冊を贈呈し、豊かな心の醸成を進めてまいりました。本年度は、その有効活用の促進と親子読書の推進に努めます。</p> <p>取組の第2の「世代間交流の促進」に関しましては、毎年好評の「親子料理教室」「三世代交流ふれあい教室」「どろんこ教室」など事業の一層の充実を図り、世代間交流を積極的に推進してまいります。</p> <p>取組の第3の「活動参画機会の拡充」に関しましては、これまでも取り組んでおり</p>
--------------	--

<p>教 育 長</p>	<p>ます「仁木町女性のつどい」「やすらぎ大学」「地域の各種イベント」などの情報発信を重視し、22年度に行われた町民参加の合唱劇『とべないホテル』のような世代を超えた活動参加の機会拡充と参加促進を図ってまいります。</p> <p>2つ目の重点は、「文化活動の推進」であります。</p> <p>「文化的な活動の奨励と招致」と「文化財保護意識の高揚」の2つを中心に取組を進めてまいります。文化的な活動に関しましては、文化連盟への活動支援、郷土芸能団体の活動支援など、地域に根ざした文化活動の充実を図るとともに、文化的な団体等の積極的な招聘を仁木みらい塾などの関係機関・団体と協力して進め、町民が良い文化芸術に触れる機会の拡充に努めてまいります。文化財保護に関しましては、引き続き町内の文化財の調査・保護活動を進めるとともに、町民みんなで町内の文化財を理解し親しみ、保護していこうという意識の普及と啓発に努めてまいります。</p> <p>3つ目の重点は、「社会体育活動の振興・充実」であります。</p> <p>「体育協会、スポーツ少年団等のスポーツ情報の提供」と「各種事業等への参加の促進」の2つを中心に取組を進めてまいります。22年度は、野球、スキーなどのスポーツ分野においてめざましい活躍があり、町民に夢と元気を与えてくれました。教育委員会といたしましても、「町民皆スポーツ」を目指し、健全育成のためのスポーツ少年団への加入促進や大会情報等の提供によるスポーツへの積極的な関与や参加の機会の拡充に努めてまいります。また、各種事業の充実のために、学校と連携した積極的な参加呼びかけや運営体制の整備等を進めてまいります。</p> <p>重点の4つ目は、「社会教育・社会教育施設の有効利用」であります。</p> <p>本町では、町民センターと図書室が多くの町民に利用されております。町民センターにつきましては、文化・学習活動の中心的施設としての利用促進と適切な管理運営に努め、他町村よりも充実した施設であるという優位性を生かし、一層の利用拡大に努めてまいります。図書室につきましては、「地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金」の繰越明許により、本年度、図書的大幅な入れ替え・蔵書の充実を図り、読書環境の整備を行います。子どもからお年寄りまで町民みんなが、活字を通しての「心やすらぐ空間」として、「行きたい」「読みたい」欲求に応える図書室となるように機能の充実に努めてまいります。</p> <p>また、より多くの町民が利用できるよう、利用促進のための啓発と夜間開放の継続など、利用時間の拡大に努めてまいります。</p> <p>以上、平成23年度の教育行政の執行に関する主な方針について申し上げます。</p> <p>幼児からお年寄りまで、すべての町民が「果実とやすらぎの里」に生きる喜びを実感し、心豊かにそれぞれの場面で学びを保證する信頼される教育行政を執行してまいります。</p> <p>町議会議員の皆様をはじめ、教育関係機関・団体の一層のご理解、ご協力と町民の皆様との積極的な参画を心からお願い申し上げます。</p> <p>以上で終わります。</p>
--------------	---

<p>午後 3:12 再開 午後 3:13</p> <p>散会 午後 3:13</p>	<p>山 下 議 長</p> <p>山 下 議 長</p> <p>各 議 員</p> <p>山 下 議 長</p>	<p>以上で、『平成23年度仁木町町政執行方針』、『平成23年度仁木町教育行政執行方針』を終わります。</p> <p>暫時休憩します。</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>只今の出席議員は、9名です。</p> <p>お諮りします。</p> <p>以上で、本日の日程はすべて終了しました。</p> <p>本日は、これで散会したいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>「ご異議なし」と認めます。</p> <p>したがって、本日はこれで散会することに決定しました。</p> <p>本日は、これで散会します。</p> <p>なお、次回の開催は、明日、3月10日、木曜日、午前9時30分より開会しますので、出席願います。</p> <p>本日のご審議、大変ご苦労さまでした。</p>
---	---	---